

第2次南房総市障害者計画・ 障害福祉計画（第4期）



平成27年3月

南房総市

ごあいさつ



市では、市が取り組む障害者施策の基本的方向を定めた「障害者計画」と地域の実情に応じた障害福祉サービスの数値目標を定めた「障害福祉計画」を併せた「南房総市障害者計画・障害福祉計画」を平成19年3月に策定し、また、障害福祉計画（第2期）を平成21年3月に、障害福祉計画（第3期）を平成24年3月に策定し、障害福祉の推進に努めてまいりました。

このたび、「障害者計画」及び「障害福祉計画（第3期）」が共に期間満了を迎えることから、「第2次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第4期）」を策定いたしました。

障害のある方をとりまく環境はめまぐるしく変化しており、今後は、本計画をもとに、これまで推進してきた施策を継続しつつ、さらなる障害者施策の充実・推進を図り、障害のある方々をはじめとして全ての市民が安心して快適に暮らしていけるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、アンケート調査等を通じてご協力をいただきました障害当事者の皆様、関係機関や障害者団体の皆様方、そして貴重なご意見・ご提言をいただきました計画策定委員会の皆様方に心からお礼申し上げます。

平成27年3月

南房総市長 石 井 裕

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 法制度の動向	4
第3節 計画の位置づけ	7
第4節 計画の期間	8
第2章 障害のある人等を取り巻く現状	9
第1節 障害者数の推移	11
第2節 南房総市の福祉サービスについて	12
第3章 計画策定のための基礎調査結果	19
第1節 障害者福祉アンケート調査結果	21
第2節 障害福祉サービス事業者アンケート調査結果	31
第4章 課題の整理	35
第5章 計画の基本的な考え方	39
第1節 計画の基本理念	41
第2節 計画の基本目標	42
第3節 計画の基本的な視点	43
第6章 南房総市障害者計画	45
第1節 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり	48
第2節 自立し、生きがいを持って社会参加できる環境づくり	55
第3節 すべての人にやさしいまちづくり	62
第7章 南房総市障害福祉計画	67
第1節 地域生活移行と就労支援の数値目標	69
第2節 サービス量の見込みと提供体制の確保策	72
第8章 計画の推進	83
第1節 計画の推進体制	85
第2節 計画の進行管理体制	86
参 考 資 料	89

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

国では障害者権利条約の批准に必要な法律の整備や障害者福祉制度の改革を推進し、平成23年8月に人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正し、平成24年10月には障害者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」を施行しました。

また、平成25年4月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行しました。

本市では、これまでに「すべての人に優しくやすらぐまち 南房総」をめざす「南房総市障害者計画・障害福祉計画（平成18～20年度）」、「南房総市障害福祉計画（第2期）（平成21年度～23年度）」、「南房総市障害福祉計画（第3期）（平成24年度～26年度）」を策定し、計画的な障害者施策の展開を図ってきたところです。

今回の「第2次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第4期）」は、新たな障害者のニーズや障害者を取り巻く環境変化を受け止め、実態に即した見直しを図るとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、「すべてのひとに優しくやすらぐまち」の実現を目指して策定するものです。

第2節 法制度の動向

1. 制度改正の動向

障害福祉施策については、支援費制度の導入（平成15年度）、障害者自立支援法の施行（平成18年度）、障害者総合支援法の施行（平成25年度）により障害福祉サービスの提供体制が整備され、「南房総市障害福祉計画（第3期）」の改定を行った平成24年3月以降も様々な法律の改正等が行われています。

○障害者虐待防止法の施行（平成23年6月制定・平成24年10月施行）

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置や養護者に対する支援のための措置を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されました。

○障害者総合支援法の制定・施行（平成24年6月制定・平成25年4月・平成26年4月施行）

障害者基本法の改正を踏まえ、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」に替わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が制定されました。

この法律では、障害者及び障害児が日常生活または社会生活を営むための支援に関する基本理念を新たに掲げるとともに、難病等を障害者の範囲に加えました。

○障害者優先調達推進法の制定・施行（平成24年6月制定・平成25年4月施行）

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などが、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が制定されました。

○精神保健福祉法の改正（平成25年6月改正・平成26年4月・平成28年4月施行）

精神障害者の地域生活への移行（入院医療中心から地域生活中心へ）を促進するため、国において精神障害者の医療に関する指針の策定、精神障害者の治療に対する保護者制度の廃止や医療保護入院における入院手続等の見直しを図る、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正されました。

○障害者差別解消法の制定（平成25年6月制定・平成28年4月施行）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげるため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

○障害者雇用促進法の改正

（平成25年6月改正・平成25年6月・平成28年4月・平成30年4月施行）

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることを目的として、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されました。

○第3次障害者基本計画の策定（平成25年9月策定）

障害者基本法に基づき、国が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画であり、計画期間を前計画の10年間（平成15年度～平成24年度）から5年間（平成25年度～平成29年度）に見直すとともに、「安全・安心」・「差別の解消及び権利擁護の推進」・「行政サービス等における配慮」の分野が新設されました。

○障害者権利条約の批准（平成26年1月批准）

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている条約（障害者の権利に関する条約）で、平成26年1月22日に公布され、平成26年2月19日から効力を発生しました。

2. 障害者総合支援法の施行

障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、障害者の定義に治療法が確立していない難病患者等が追加されました。これにより、難病等により障害のある人も手帳の有無に関わらず、一定の障害がある方が障害福祉サービスの提供を受けることが可能になりました。

そのほか、障害程度区分が障害支援区分に変更され、障害の重さではなく、支援の必要の度合いによる判定で提供される福祉サービスが決定するようになり、そのほかにも重度訪問介護の対象の拡大、共同生活介護の共同生活援助への一元化などの点があります。

また、障害者総合支援法への改正により、障害福祉計画（第4期）では、福祉施設から地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、地域生活支援拠点等の整備などを成果目標とすることや、障害児支援のための計画的な基盤整備や計画相談の連携強化などを踏まえた計画づくりが求められています。

【障害福祉計画改定のポイント】

◎障害者総合支援法の施行（平成 25 年 4 月）←障害者自立支援法を改正

- ・対象に難病患者を追加 ⇒ 手帳の有無に関わらず「障害福祉サービス」の対象に
- ・重度訪問介護の対象に知的・精神障害により行動障害のある人を追加
- ・グループホームとケアホームを一元化／サテライト型（1 人）の制度創設
- ・障害程度区分を障害支援区分に見直し

◎障害福祉計画（第4期）の基本指針（平成 26 年 5 月告示）

第4期の計画を策定するにあたって参照すべき基準

PDCAサイクルの導入

障害児支援体制の整備

計画相談の連携強化 等

成果目標の見直し

- ・福祉施設から地域生活への移行促進
- ・精神科病院から地域生活への移行促進
- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・福祉施設から一般就労への移行促進

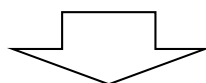
第3節 計画の位置づけ

「南房総市障害者計画・障害福祉計画」は、「障害者基本法」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」のそれぞれに定められる南房総市の計画です。

「南房総市障害者計画（平成 18～26 年度）」、「南房総市障害福祉計画（第3期）（平成 24～26 年度）」の計画期間が満了することに伴い、両計画の見直し（次期計画策定）を図り、障害者福祉のさらなる推進を目指します。

計画の内容としては、「障害者基本法」に基づく市町村計画であり、南房総市における障害のある人に関わる施策（例えば、福祉サービスの充実、一般就労の促進、コミュニケーション支援、教育・保育の充実など）の基本的方向性を示す「障害者計画」と、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画であり、必要な福祉サービスが地域において計画的に提供できるよう、障害福祉サービスの見込量とその確保方策を定める「障害福祉計画」を一体的に策定するものです。国の基本指針に即し、県の計画のほか、南房総市の関連計画との整合を図りながら策定します。

	障害者計画	障害福祉計画
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービスの見込みとその確保方策を定める計画
根拠法	障害者基本法（第 11 条）	障害者総合支援法（第 88 条）
国	第3次障害者基本計画 計画期間：平成 25 年度～29 年度	障害福祉計画にかかる基本方針
県	第4次千葉県障害者計画 計画期間：平成 21 年度～26 年度	第3期千葉県障害福祉計画 計画期間：平成 24 年度～26 年度
南房総市	南房総市障害者計画 計画期間：平成 18 年度～26 年度	南房総市障害福祉計画（第3期） 計画期間：平成 24 年度～26 年度



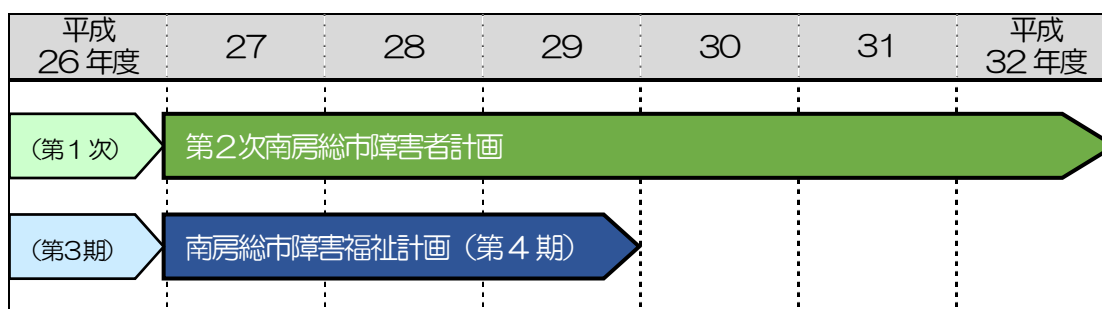
一体的に策定

南房総市	第2次南房総市障害者計画 計画期間：平成 27 年度～32 年度	南房総市障害福祉計画（第4期） 計画期間：平成 27 年度～29 年度
------	-------------------------------------	--

第4節 計画の期間

本計画の「基本的な考え方」、「障害者計画」および「計画の推進」の部分の計画期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

また、「障害福祉計画」部分の計画期間は平成27年度から平成29年度までの3年間とし、29年度において計画の改定作業を行うことを予定します。改定に際しては、社会経済情勢の変化等により必要が生じれば、「障害者計画」の部分についても付加、見直し、部分的変更等を行うこととします。

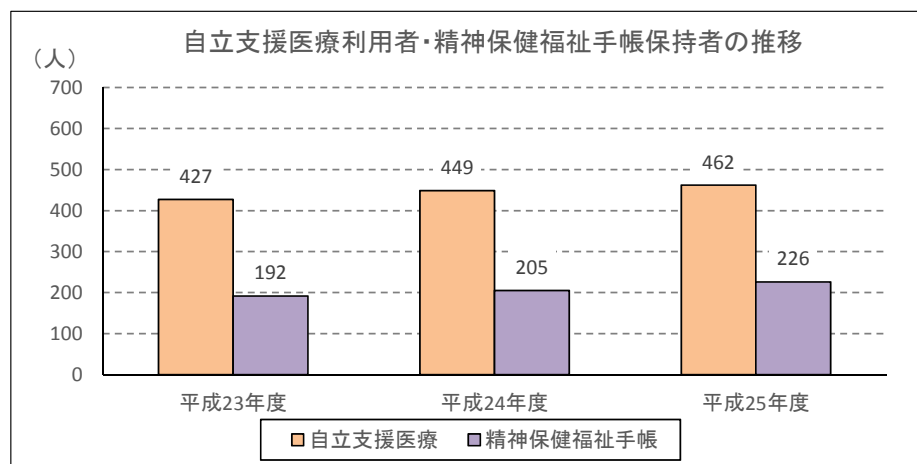
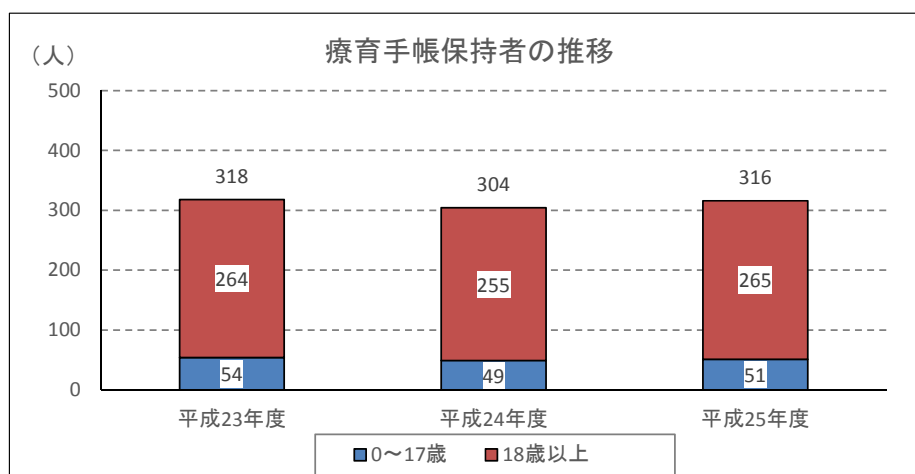
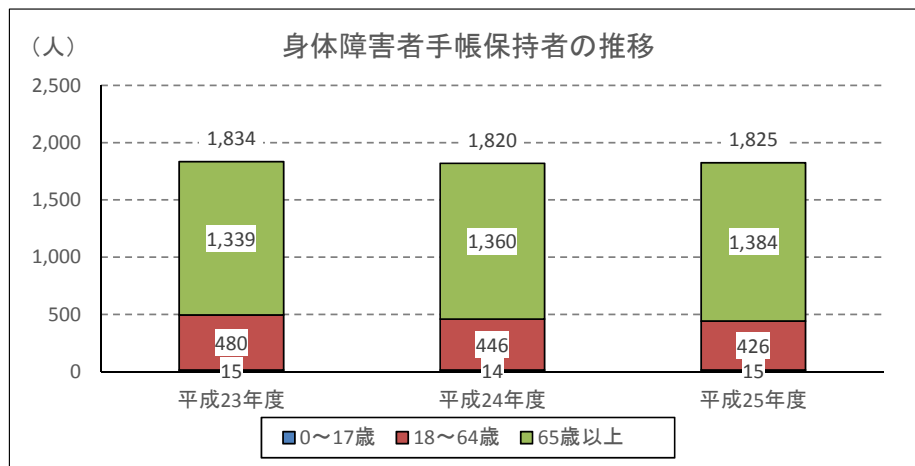


第2章 障害のある人等を取り巻く現状

第2章 障害のある人等を取り巻く現状

第1節 障害者数の推移

- 平成23年から平成25年では、身体障害者手帳、療育手帳保持者はほぼ横ばいであり、自立支援医療利用者、精神保健福祉手帳保持者は微増傾向にあります。
- 身体障害者手帳保持者のうち、「65歳以上」の方が7割以上を占めています。



第2節 南房総市の福祉サービスについて

1. 介護給付の利用状況

平成23年度から平成25年度の本市の障害福祉サービスの利用状況は以下の通りとなっており、介護給付の利用人数は居住系サービス、日中活動系サービス、住居系サービスともにおおむね増加の傾向となっています。

表 介護給付の利用状況

サービス名称		サービス内容	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
1	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの 介助を行うサービス	実人数	30	35	40
			延時間	3,707	4,651	6,313
2	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要 な方に、自宅で入浴や排せつ食事 などの介助や外出時の移動の補助 を行うサービス	実人数	0	0	0
			延時間	0	0	0
3	行動援護	知的障害や精神障害により行動が 困難で常に介護が必要な方に、行 動するとき必要な介助や外出時の 移動の補助などを行うサービス	実人数	0	0	0
			延時間	0	0	0
4	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必 要の程度が著しく高い方に、居宅 介護などのサービスを包括的に提 供するサービス	実人数	0	0	0
			延時間	0	0	0
5	同行援護	視覚障害により移動が著しく困難 な方に、外出に必要な情報の提供 や移動の援護などを行うサービス	実人数	2	1	1
			延時間	21	81	24
6	療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必 要とする方に、主に昼間に病院等 において機能訓練、療養上の管理、 看護などを提供するサービス	実人数	0	0	1
			延時間	0	0	306
7	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入 浴や排せつ、食事の介護や創作的 活動などの機会を提供するサービ ス	実人数	86	98	132
			延入日	16,190	22,213	22,899
8	児童デイサービス	障害のある児童に対し、施設への 通所により日常生活における基本 的な動作の指導、集団生活への適 応訓練	実人数	2	0	0
			延入日	186	0	0
9	短期入所	在宅の障害者（児）を介護する方 が病気の場合などに、障害者が施 設に短期間入所し、入浴、排せつ、 食事の介護などを行うサービス	実人数	26	23	24
			延入日	674	786	1,595
10	共同生活介護 (ケアホーム)	介護を必要とする障害者が共同生 活を営む住居で、介護などの支援 を提供	実人数	16	22	26
			延入日	4,973	6,687	7,790

サービス名称		サービス内容	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
11	施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障害者（児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービス	実人数	65	70	67
			延人数	18,707	23,313	21,333
12	共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス	実人数	14	20	22
			延人数	4,724	6,252	6,773
13	宿泊型自立訓練	障害者に対し、居室等の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を提供	実人数	2	17	14
			延人数	371	4,571	4,009
14	自立訓練（機能訓練）	自立した生活を営むことができるような身体機能向上のための訓練	実人数	1	0	0
			延人数	173	0	0
15	自立訓練（生活訓練）	自立した生活を営むことができるような生活能力向上のための訓練	実人数	6	22	22
			延人数	1,150	3,985	3,415
16	就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス	実人数	15	19	14
			延人数	2,939	2,621	1,455
17	就労移行支援 （養成施設）	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の受験資格を得るための職業訓練	実人数	0	1	1
			延人数	0	180	175
18	就労継続支援A型	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス	実人数	16	18	23
			延人数	2,640	3,602	3,901
19	就労継続支援B型	一般就労やA型での就労に適應できない人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス	実人数	50	56	64
			延人数	8,382	10,534	10,916
20	相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行うサービス	実人数	2	0	0
			—	-	-	-
21	計画相談支援	サービス等利用計画について、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けた支援を提供	実人数	0	39	93
			—	-	-	-
22	地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する人に対し、地域移行に向けた支援を提供	実人数	0	0	0
			—	-	-	-

サービス名称		サービス内容	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
23	地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を提供	実人数	0	0	0
			—	-	-	-
24	障害児相談支援	サービス等利用計画について、障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けた支援を提供	実人数	0	2	0
			—	-	-	-
25	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス	実人数	0	1	1
			延人日	0	172	172
26	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービス	実人数	0	0	1
			延人日	0	0	19
27	放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービス	実人数	0	17	22
			延人日	0	887	1,984
28	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービス	実人数	0	0	0
			延人日	0	0	0

2. 地域生活支援事業の利用状況

平成 23 年度から平成 25 年度の地域生活支援事業の利用状況は以下の通りとなっています。

表 地域生活支援事業の利用状況

サービス名	サービスの内容	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
		延人数（年）	延人数（年）	延人数（年）
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行う。	1,460	1,033	1,037

サービス名	サービスの内容	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
		1 日平均 利用人数	1 日平均 利用人数	1 日平均 利用人数
地域活動支援センター事業（Ⅰ型）	障害者などが通所することにより、創作的活動および生産活動の機会を提供し、日中活動の場および社会との交流を促進する場を提供する。	4.69	3.53	3.01
地域活動支援センター事業（Ⅲ型） 富浦作業所		4.60	4.94	富浦作業所は H24 年度で 終了
地域活動支援センター事業（Ⅲ型） オレンジハウス		0.87	1.11	0.94
地域活動支援センター事業（Ⅲ型） 一粒舎		0.95	一粒舎は H23.4.30 ま で	

サービス名	サービスの内容	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		利用 実人数	助成額 （千円）	利用 実人数	助成額 （千円）	利用 実人数	助成額 （千円）
福祉タクシー 利用助成	重度障害者（児）の人が、市で指定した事業所の福祉タクシーを利用する場合に、その料金の一部または全部を助成する。	84	924	74	799	67	738

サービス名	サービスの内容	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		実人数 (年)	延回数 (年)	実人数 (年)	延回数 (年)	実人数 (年)	延回数 (年)
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者等に対し、成年後見制度の利用（後見人等の報酬等）を支援する。	1		1		4	
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などのための外出時に移動中の介護を行う。	0	0	0	0	0	0
訪問入浴サービス事業	入浴困難な在宅の障害者に対し、移動入浴車を派遣して入浴介護を行う。	3	158	3	69	1	46
自動車運転免許 取得助成事業	障害者の就労など社会参加のため、障害者に対して自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。	1		3		0	
身体障害者自動車 改造費助成事業	重度身体障害者の就労など社会復帰のために、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費の一部を助成する。	2		2		0	
知的障害者職親 委託事業	知的障害者を一定期間、職親（事業経営者など）に預けて生活指導および技能習得訓練を行う。	1		1		1	

サービス名	サービスの内容	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		利用実 人数	延人数 (年)	利用実 人数	延人数 (年)	利用実 人数	延人数 (年)
意思疎通支援事業 (旧コミュニケーション支援事業)	聴覚、言語機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障のある障害者などに対し、手話通訳者又は要約筆記奉仕員の派遣を行う。	2	15	3	32	2	11

サービス名	サービスの内容	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		月平均 利用実 人数	年間延 回数	月平均 利用実 人数	年間延 回数	月平均 利用実 人数	年間延 回数
日中一時支援事業	日中監護する人がいなく、 一時的に見守りが必要な障 害者を支援する。	18.7	1,252	9.75	478	6.75	309

日常生活用具給付等事業	内容	平成23年度 (件)	平成24年度 (件)	平成25年度 (件)
介護・訓練支援用具	在宅の重度障害者(児)に対し て、日常生活の便宜を図るた め、日常生活用具を給付また は貸与する。	4	3	0
自立生活支援用具		3	2	3
在宅療養等支援用具		2	3	0
情報・意思疎通支援用具		5	2	6
排泄管理支援用具		884	910	908
居宅生活動作補助用具		1	3	0
合計		899	923	917

第3章 計画策定のための基礎調査結果

第3章 計画策定のための基礎調査結果

第1節 障害者福祉アンケート調査結果

1. 調査期間

平成26年9月～10月

2. 調査の対象

調査は、①身体障害者（65歳未満の身体障害者手帳保持者）、②知的障害者（療育手帳保持者）、③精神障害者（精神障害者保健福祉手帳保持者及び自立支援医療（精神通院）利用者）を対象としました。

3. 配布・回収数

郵送により配布・回収しました。配布・回収数は次の通りです。

表 配布・回収数

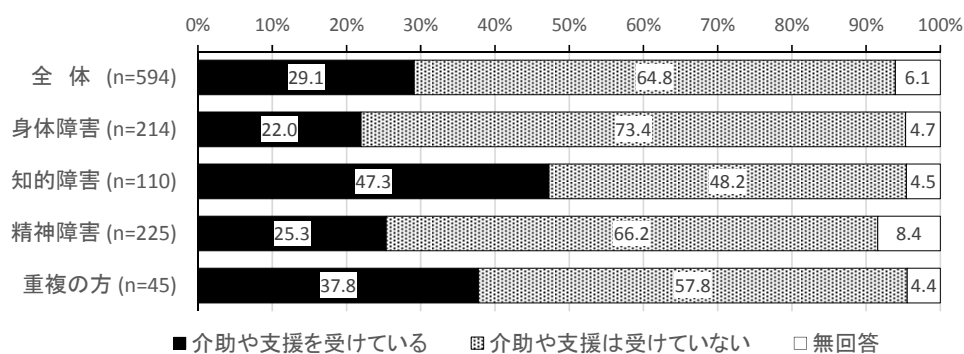
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	重複の方	合計
配布数	395	228	466	83	1,172
回収数	214	110	225	45	594
回収率	54.2%	48.2%	48.3%	54.2%	50.7%

4. 調査結果

①家族や親戚などによる介助や支援の有無（問14）

- 全体では「介助や支援は受けていない方」が6割以上を占めています。
○「介助や支援を受けている」は知的障害で4割台半ばと高くなっています。

図 家族や親戚などによる介助や支援の有無

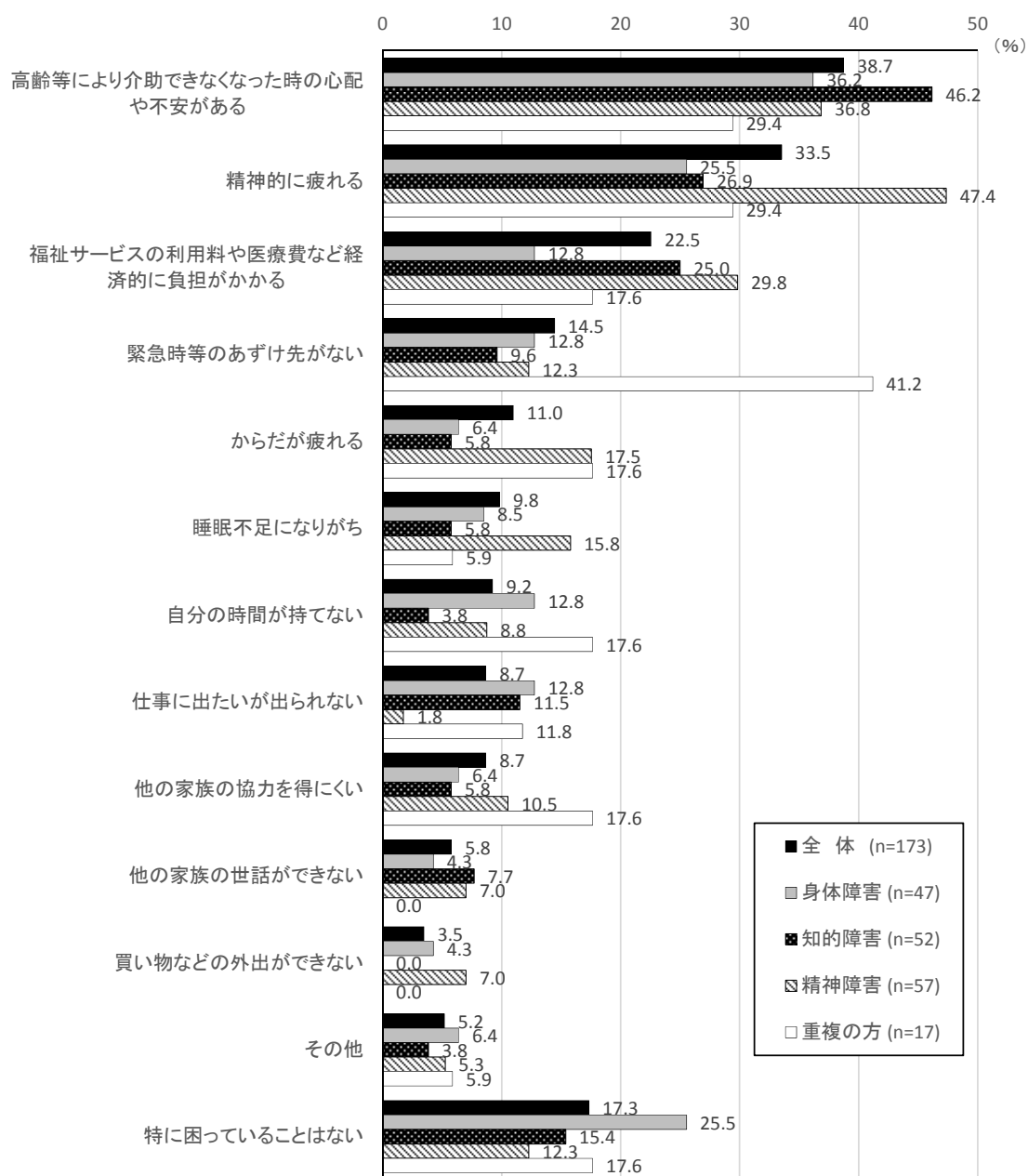


※グラフ中の「n」は、質問に対する回答者総数を表します。

②介助者・支援者が困っていること（問17）

○全体では「高齢等により介助できなくなった時の心配や不安がある」「精神的に疲れる」が高くなっています。
○障害別でみると、精神障害では「精神的に疲れる」が4割台半ばで最も高くなっています。

図 介助者・支援者が困っていること



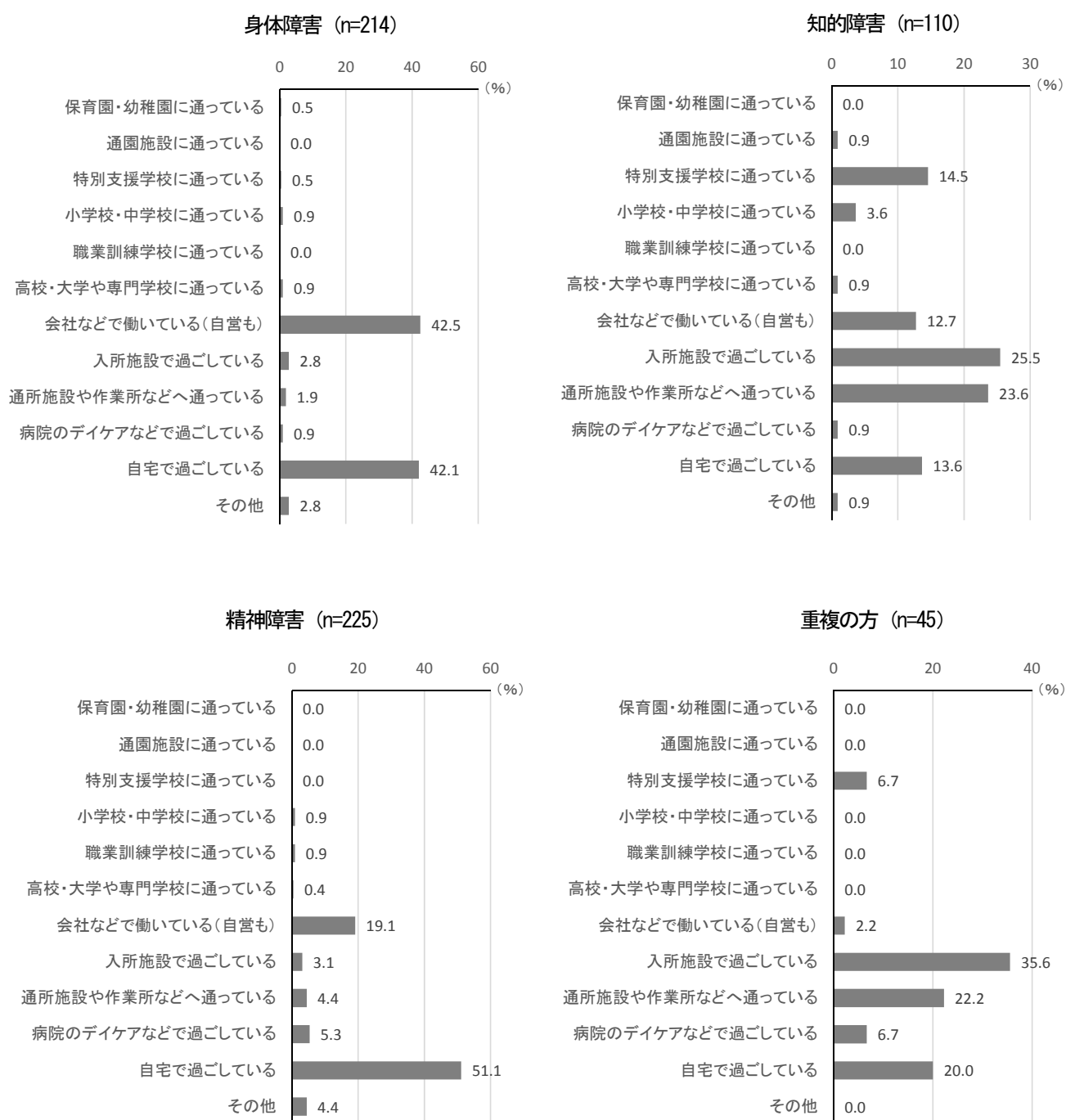
③日中の過ごし方（問 18）

○身体障害では「会社などで働いている」「自宅で過ごしている」が4割を超え高くなっています。

○知的障害では「入所施設で過ごしている」「通所施設や作業所などへ通っている」が2割を超え高くなっています。

○精神障害では「自宅で過ごしている」が5割を超え高くなっています。

図 日中の過ごし方

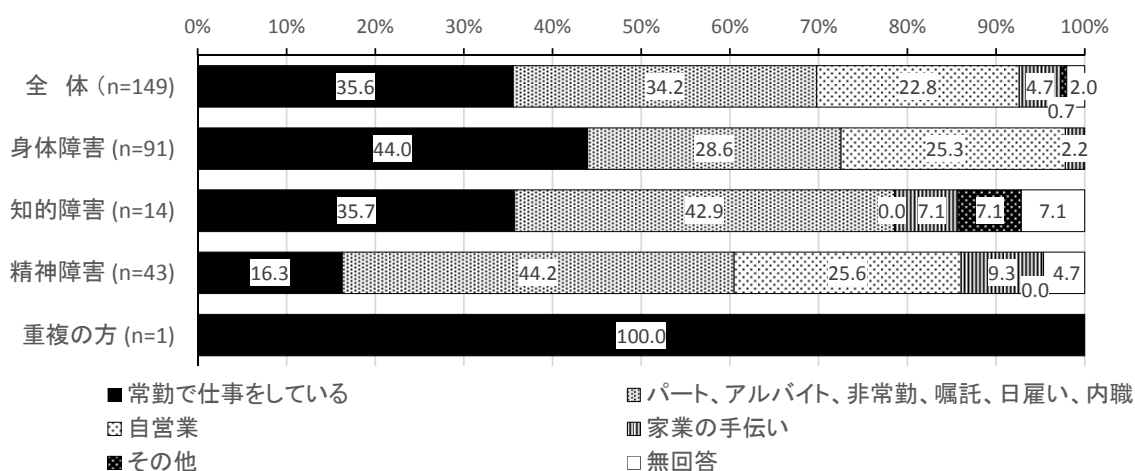


④現在の就労形態（問21）

○全体では「常勤で仕事をしている」「パート、アルバイト、非常勤、嘱託、日雇い、内職」がともに3割を超えています。

○障害別でみると、身体障害では「常勤で仕事をしている」の割合が高く、知的障害、精神障害では「パート、アルバイト、非常勤、嘱託、日雇い、内職」の割合が高くなっています。

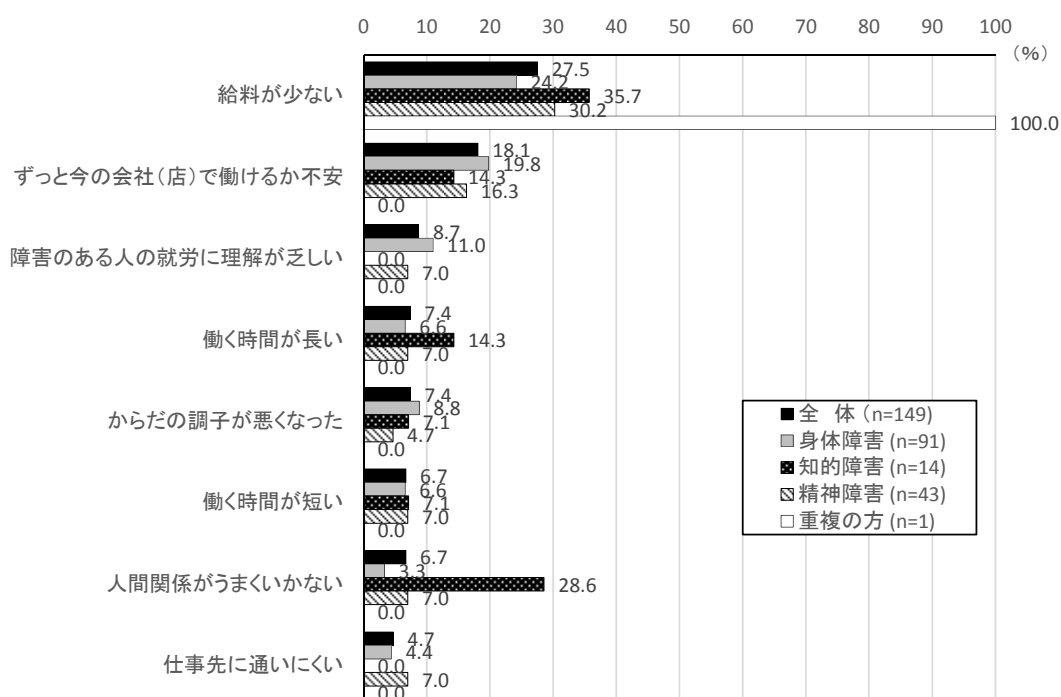
図 現在の就労形態



⑤仕事で困ったり不満に思うこと（問23）

○全体では「給料が少ない」の割合が高くなっています。

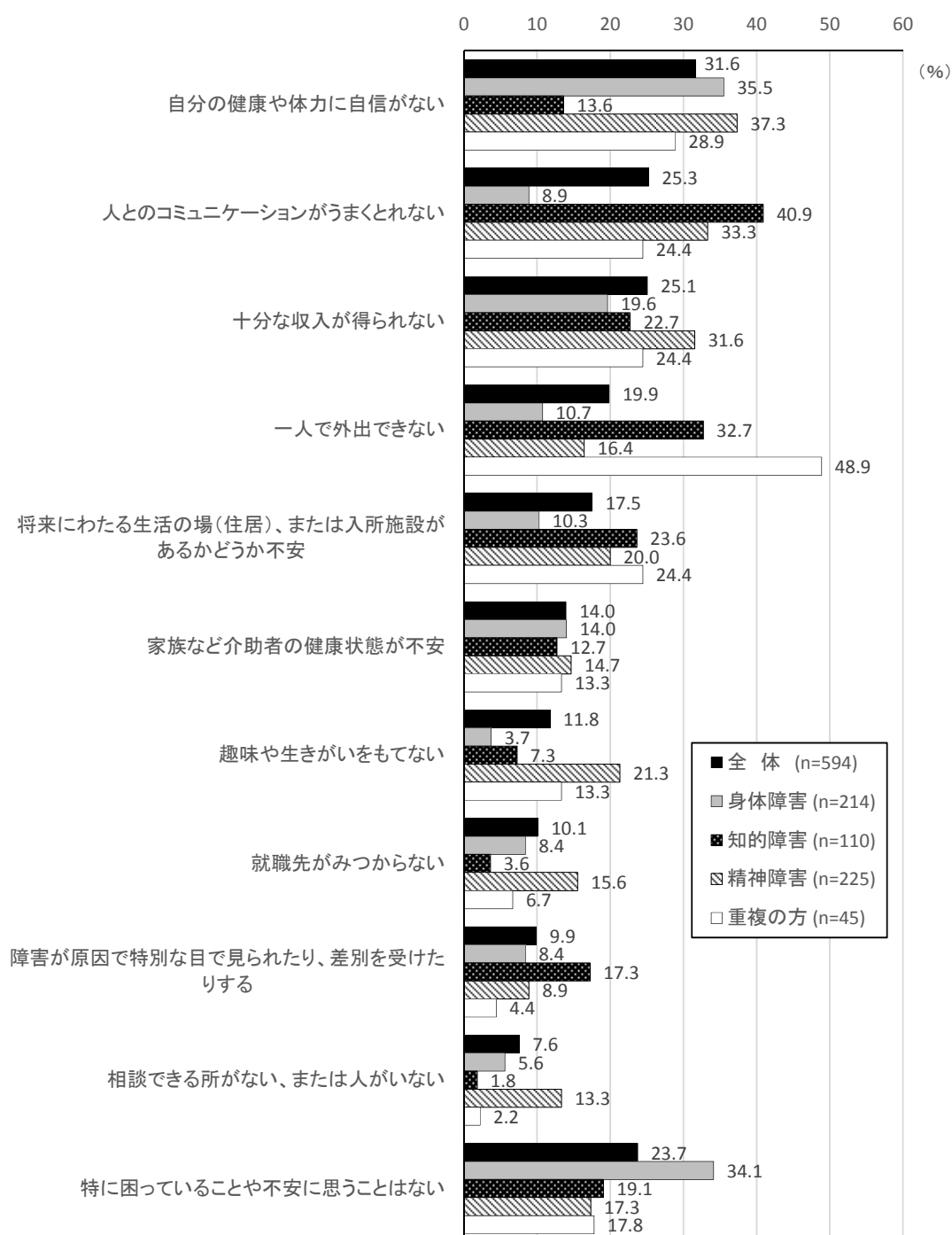
図 仕事で困ったり不満に思うこと



⑥現在の生活で困っていること（問25）

○全体では「自分の健康や体力に自信がない」が3割を超え高くなっており、次いで、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」「十分な収入が得られない」となっています。
○障害別でみると、知的障害では「人とのコミュニケーションがうまくとれない」が4割を超え最も高くなっています。

図 現在の生活で困っていること



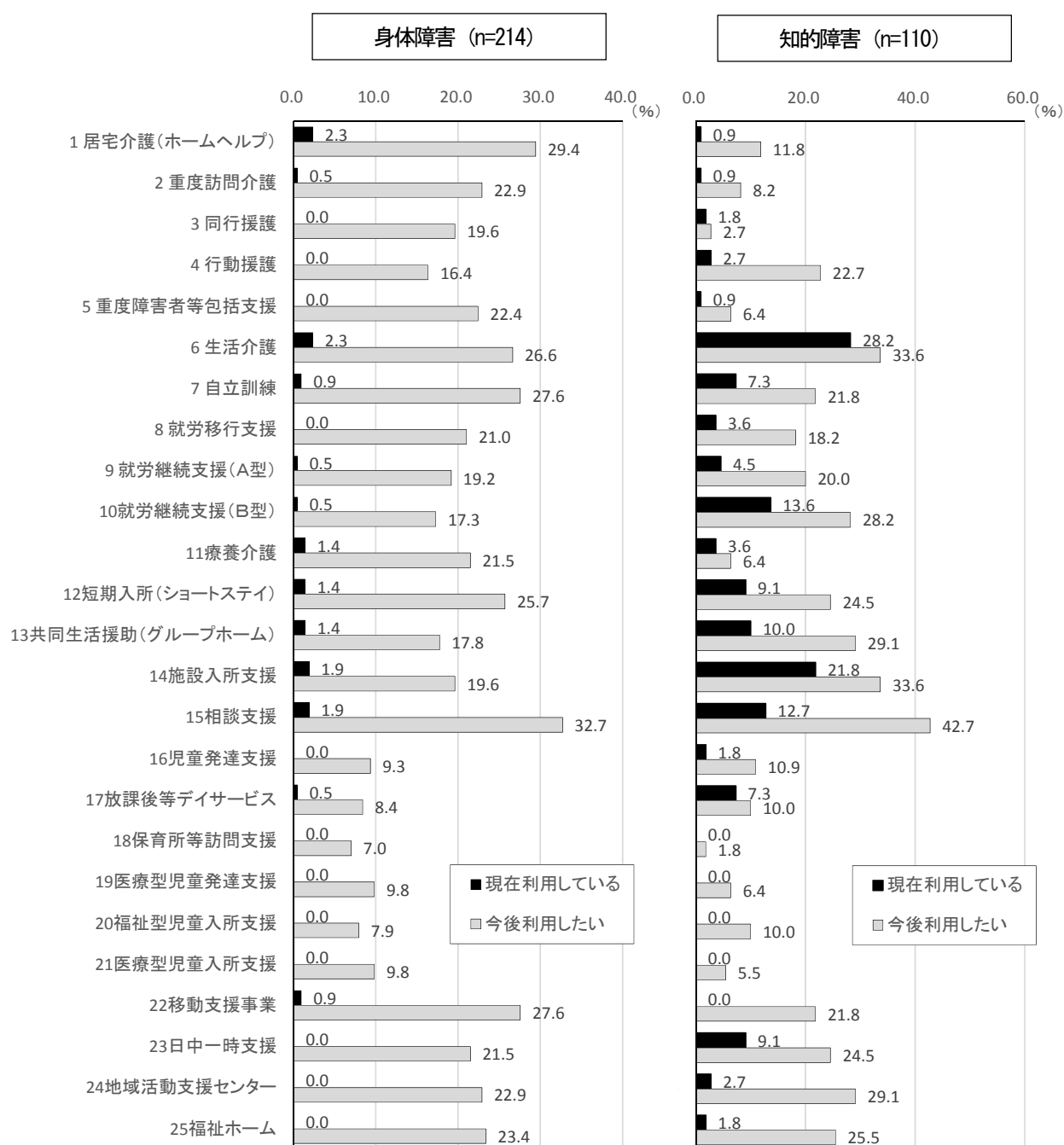
⑦福祉サービスの利用状況と利用意向（問26）

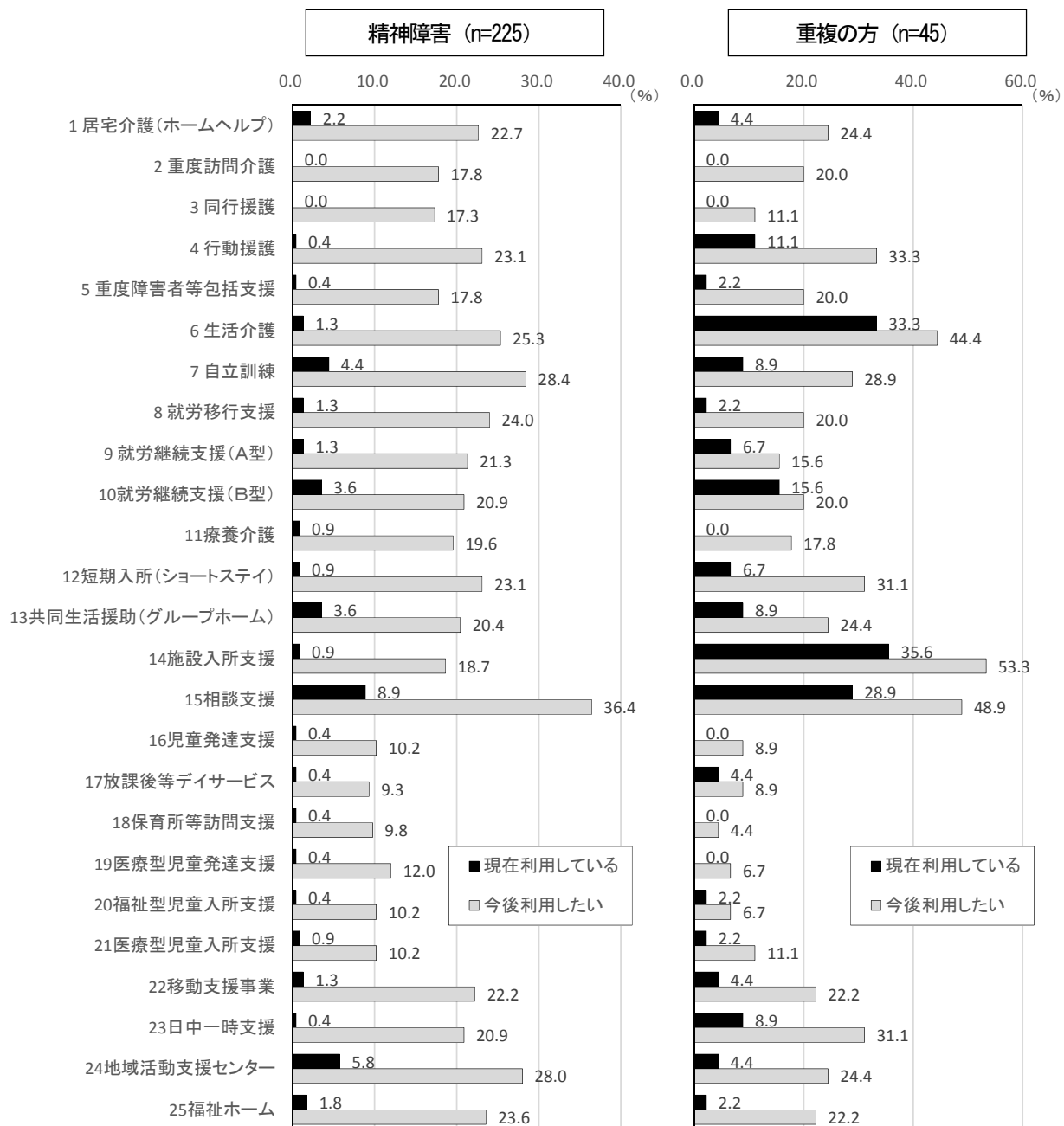
○身体障害では現状の利用は低いものの、相談支援や居宅介護などの利用意向が高くなっています。

○知的障害では生活介護や施設入所支援の利用が高く、相談支援の利用意向が高くなっています。

○精神障害では現状の利用は低いものの、相談支援などの利用意向が高くなっています。

図 福祉サービスの利用状況と利用意向

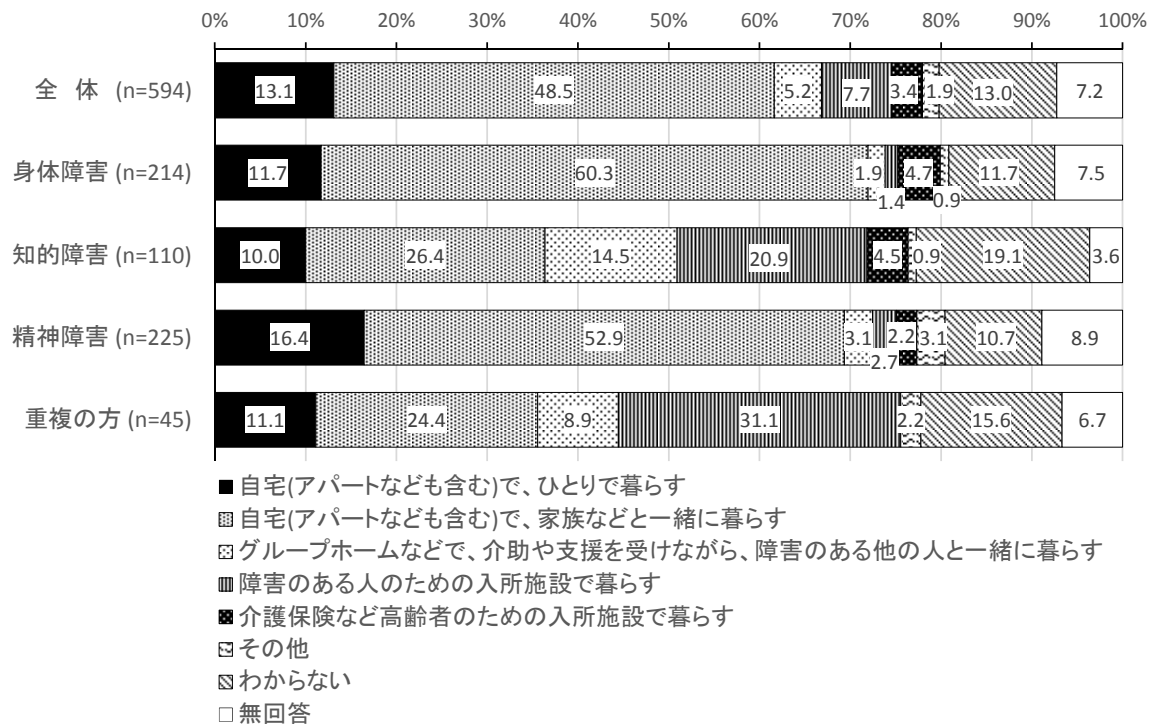




⑧将来の暮らし方（問28）

○全体では「自宅で、家族などと一緒に暮らす」が4割半ばで高くなっています。
○障害別では、「自宅で、家族などと一緒に暮らす」が身体障害で6割、精神障害で5割を超え高くなっています。

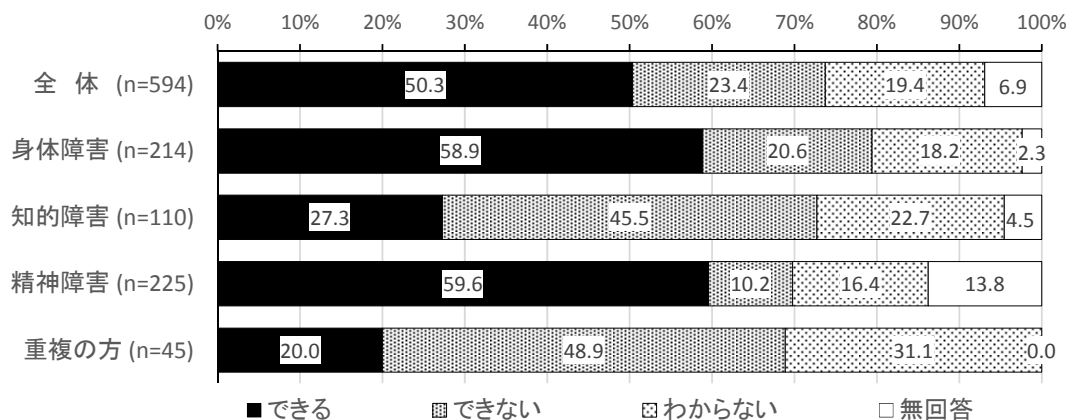
図 将来の暮らし方



⑨火事や地震等の災害時の避難（問33）

○全体では「できる」が5割を超え高くなっています。
○障害別では、知的障害で「できない」が4割を超え高くなっています。

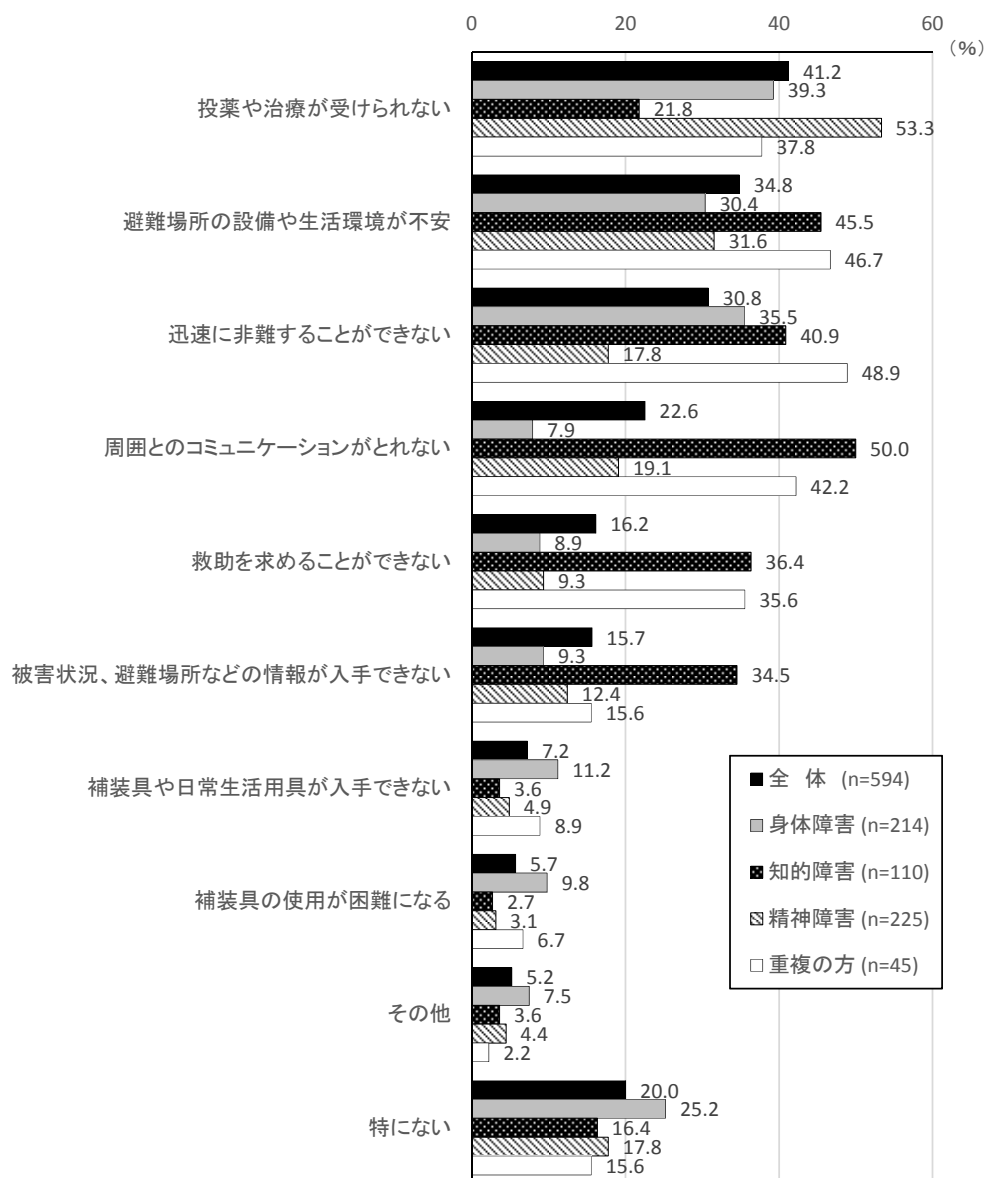
図 火事や地震等の災害時の避難



⑩災害発生時に困ることや不安なこと（問35）

○全体では「投薬や治療が受けられない」が4割を超え最も高くなっており、次いで、「避難場所の設備や生活環境が不安」「迅速に避難することができない」となっています。
○障害別では、知的障害では「周囲とのコミュニケーションがとれない」が5割で最も高く、精神障害では「投薬や治療が受けられない」が5割を超え最も高くなっています。

図 災害発生時に困ることや不安なこと

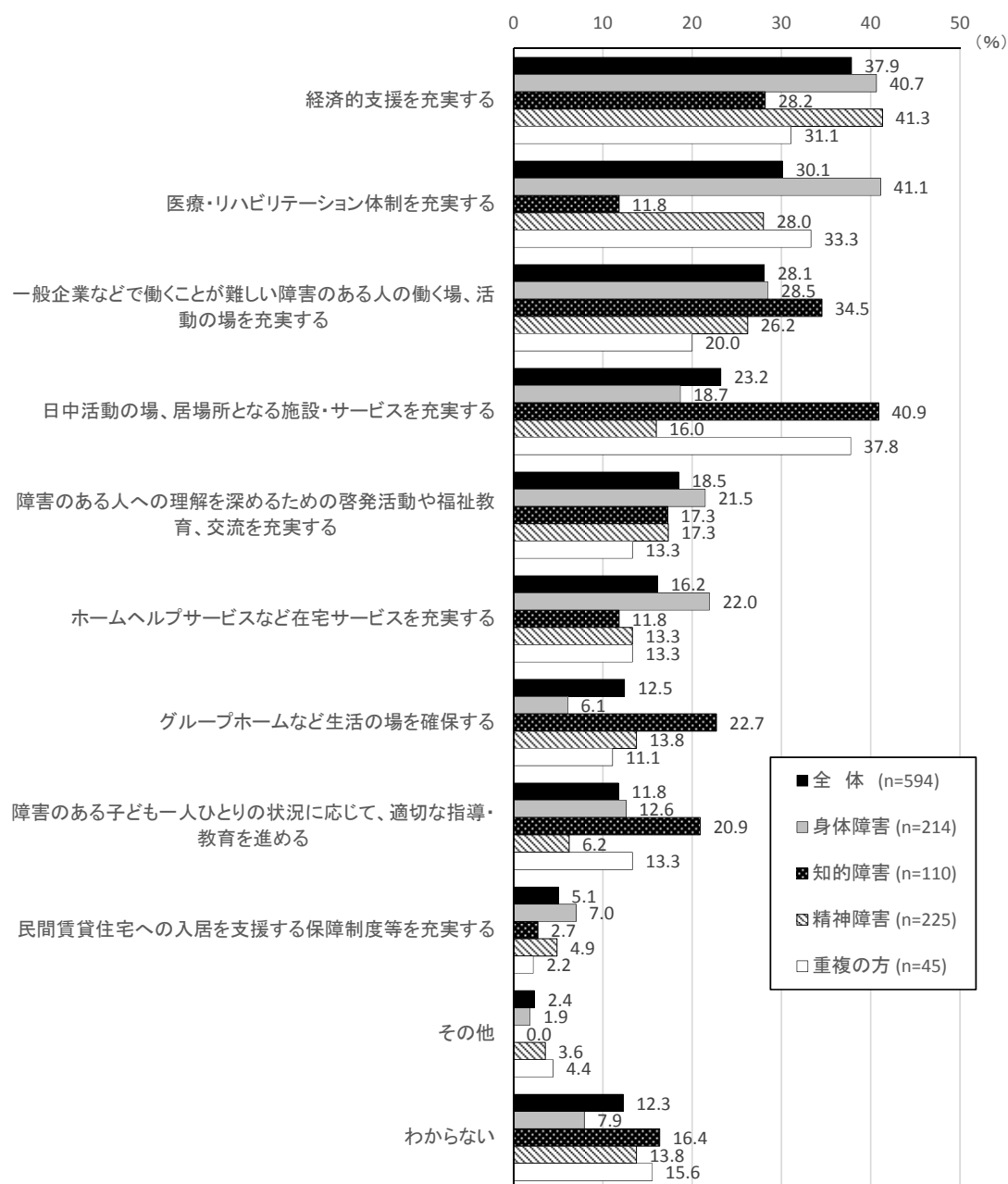


⑪充実させるべき施策（問36）

○全体では「経済的支援を充実する」が3割台半ばで最も高くなっており、次いで、「医療、リハビリテーション体制を充実する」「一般企業などで働くことが難しい障害のある人の働く場、活動の場を充実する」となっています。

○障害別では、知的障害で「日中活動の場、居場所となる施設・サービスを充実する」が4割を超え最も高くなっています。

図 充実させるべき施策



第2節 障害福祉サービス事業者アンケート調査結果

1. 調査概要

平成 27～29 年度を計画期間とする新しい障害福祉計画を策定するにあたり、障害福祉サービス事業所を運営する法人を対象に、事業所経営やケアの内容についての課題を把握し、計画づくりに反映していくために、事業所アンケートを実施しました。

調査対象は、安房地域の住民が利用している障害福祉サービス事業所の運営団体（千葉市など遠方の入所施設を除く）で、平成 26 年 9 月から 10 月にかけて郵送で実施し、54 団体に配布し 34 団体から回答を得ました。

表 配布・回収数

	配布数	回収数	回収率
配布数	54	34	63.0%

2. 調査結果

①運営主体（問1）

○回答のあった法人の種類は、社会福祉法人が 10 団体、医療法人が 2 団体、営利法人が 14 団体、NPO 法人が 7 団体、その他が 1 団体です。

表 運営主体

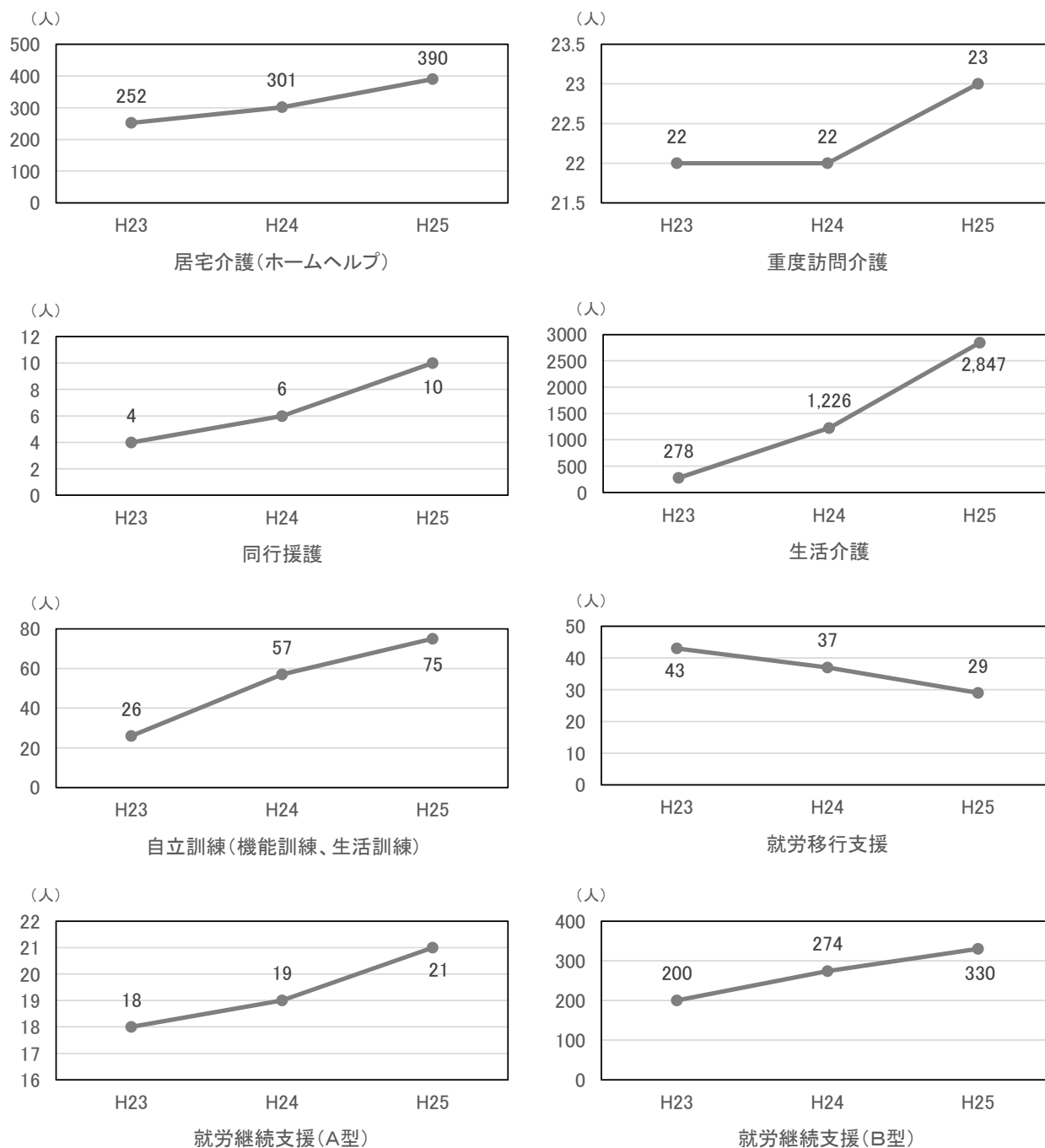
	主な事業所の所在地									
	館山市		鴨川市		南房総市		鋸南町		富津市	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
1 社会福祉法人	1	7.1	2	50.0	4	40.0	1	50.0	1	100.0
2 医療法人（社団・財団）	0	0.0	0	0.0	1	10.0	0	0.0	0	0.0
3 営利法人（有限会社・株式会社）	7	50.0	1	25.0	4	40.0	1	50.0	0	0.0
4 特定非営利活動法人（NPO）	5	35.7	1	25.0	1	10.0	0	0.0	0	0.0
5 その他	1	7.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	14	100.0	4	100.0	10	100.0	2	100.0	1	100.0

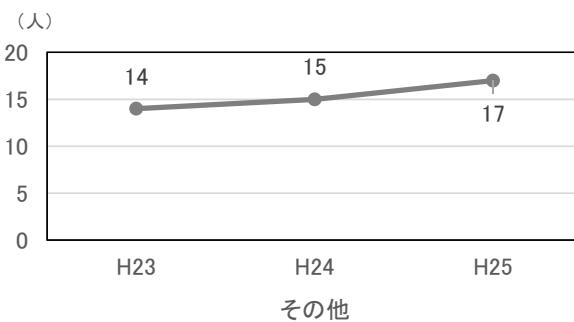
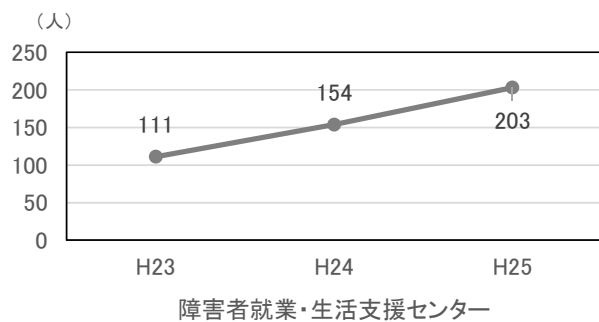
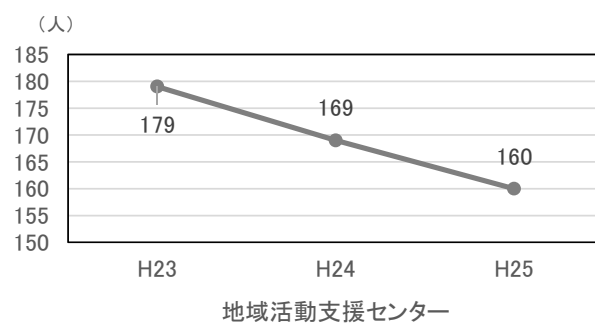
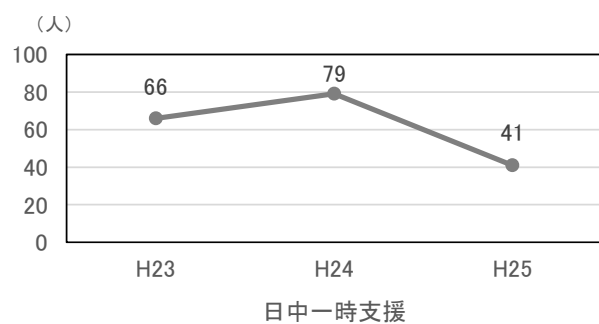
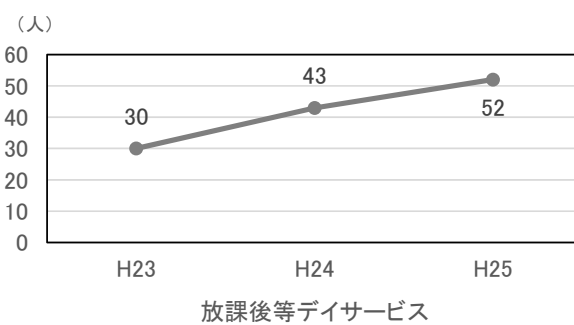
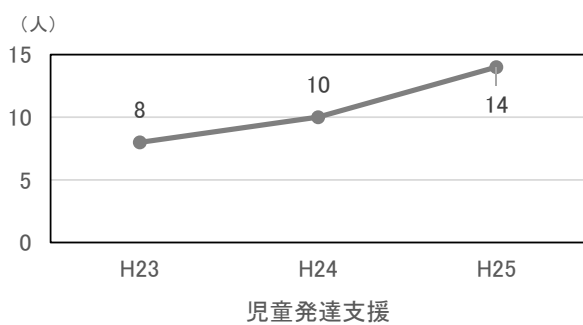
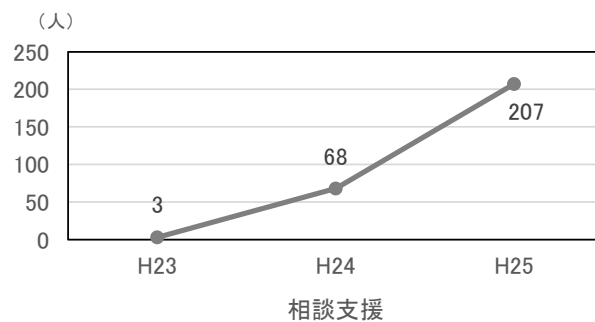
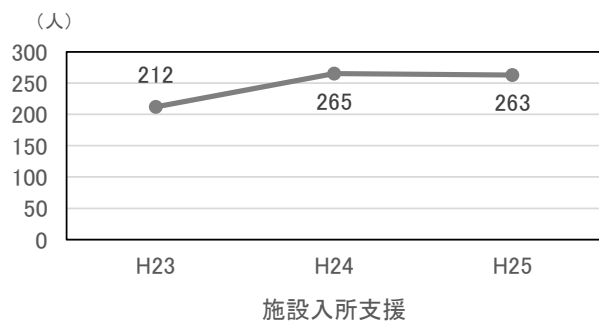
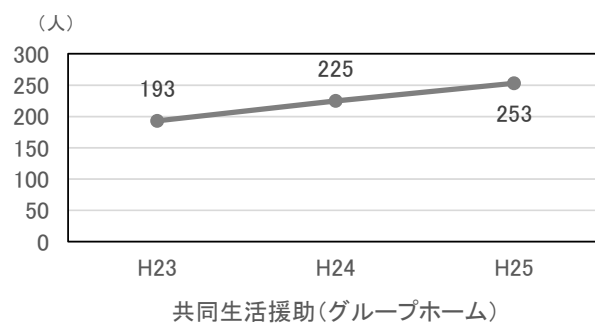
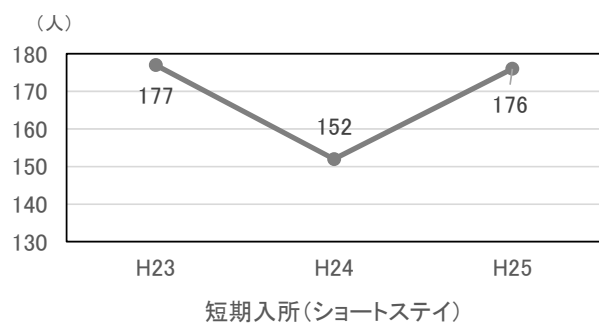
	主な事業所の所在地								
	市原市		千葉市		松戸市		合計		
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	
1 社会福祉法人	1	100.0	0	0.0	0	0.0	10	29.4	
2 医療法人（社団・財団）	0	0.0	0	0.0	1	100.0	2	5.9	
3 営利法人（有限会社・株式会社）	0	0.0	1	100.0	0	0.0	14	41.2	
4 特定非営利活動法人（NPO）	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	20.6	
5 その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.9	
	1	100.0	1	100.0	1	100.0	34	100.0	

②近年のサービス提供状況（問4）

○平成 23 年から平成 25 年のサービスの提供状況をみると、自立支援給付、地域生活支援事業とともに増加傾向にある項目が多く見られます。

図 近年のサービス提供状況





③新規サービスの開始意向（問8）

○平成27～29年度の新規サービスの利用意向では、相談支援、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、放課後等デイサービスの意向が見られます。

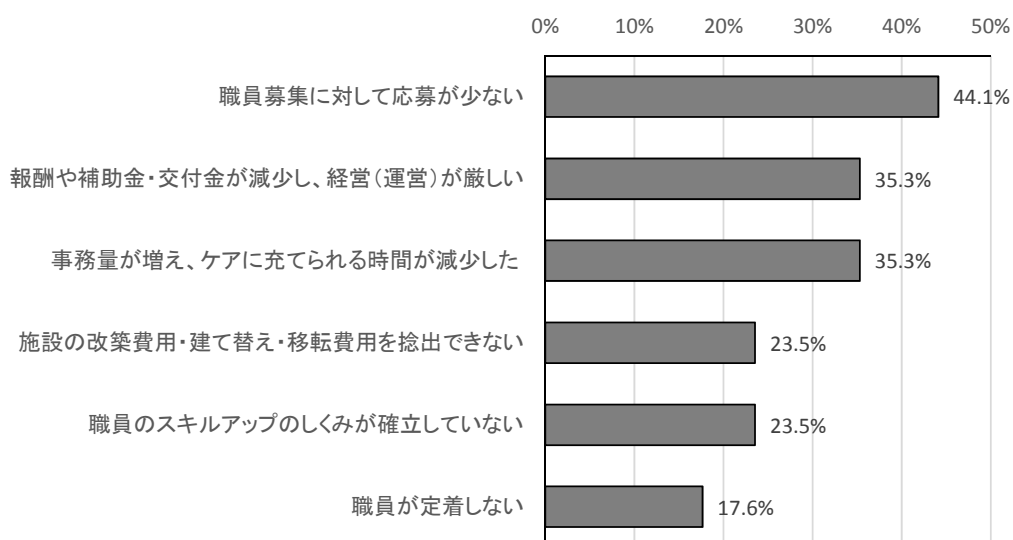
表 新規サービスの開始意向

主な事業所の所在地	法人の種類	サービス名	定員	年度	場所
館山市	NPO 法人	相談支援	5	28	館山市内
館山市	営利法人	共同生活援助	10	27	館山市内
南房総市	営利法人	居宅介護	5	26	
		重度訪問介護	10	26	
		同行援護	5	26	
南房総市	社会福祉法人	共同生活援助	10	27	館山市内
市原市	社会福祉法人	放課後等デイサービス	20	29	南房総市内
富津市	社会福祉法人	共同生活援助	4	27	南房総市内

④事業所経営（運営）における課題（問9）

○事業所経営の課題については、「職員募集に対して応募が少ない」が4割を超え最も高く、次いで「報酬や補助金・交付金が減少し、経営（運営）が厳しい」「事務量が増え、ケアに充てられる時間が減少した」となっています。

図 事業所経営（運営）における課題



第4章 課題の整理

第4章 課題の整理

1. 生きがいづくりのための「場」の充実

障害のある人が自らの能力を生かしながら、いきいきと生活でき、生きがいを実感できる地域社会を実現するため、障害者基本法第4条に規定する「障害のある人の活動や社会参加を妨げる社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念を地域社会や企業、学校などに普及し、障害のある人が積極的に社会参加できる環境を整備するとともに、地域における交流活動の機会の拡充を図ることが求められています。

2. 就労支援の充実

「働く」ことは、生活していくための収入を得るだけでなく、人生の生きがいにつながる重要な意味を持っており、障害者の地域生活での自立を促進するには、障害の特性を踏まえたきめ細かな就労支援が求められています。

このため、雇用の場の確保や、一般就労後の職場定着支援が重要であるとともに、ハローワークや企業との連携、関係機関とのネットワークの構築が必要となっています。

3. 地域生活支援の充実

障害のある方への住まいの提供、生活を支援するサービスの充実、就労支援など、ライフステージに応じた総合的な支援体制が求められています。障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、特に必要とされているサービスの提供の充実に取り組みます。

4. 相談支援体制の充実

発達や療育に関する相談をはじめ、地域で生活する上での悩みやサービス利用などについての相談が増加し、また、内容が複雑化しているため、相談体制の充実が求められています。

相談支援事業所をはじめ、保健・医療など関係機関との連携を図るため、ネットワークの構築が重要になっています。

5. 障害のある子どもへの支援体制の充実

自閉症など発達障害に関する知識の普及に伴い、これまで障害があると認識されていなかった人についての相談・支援ニーズが増えています。

障害のある子どもへの、乳幼児期から成人期までの一貫した相談支援、発達支援、就労支援等の支援体制の充実を図る必要があります。

第5章 計画の基本的な考え方

第5章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本市では、障害のある人のその人らしい自立と社会参加をめざし、「ノーマライゼーション」、「ソーシャルインクルージョン」の推進のために以下の理念を掲げ、地域の基盤を整備していくものとします。

※ノーマライゼーション…障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

※ソーシャルインクルージョン…障害のある・なしにかかわらず地域で当たり前の生活を送ることができるよう、ともに生きる福祉社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念をより広く、深くしていこうとする考え方。「ともに生き」、さらに「ともに支え合う」社会をめざすもの。

1. 自己決定と自己選択の尊重と支援

障害のある人がその生活・人生を尊重され、その人の状況に応じた適切なサービスや支援を活用しながら、地域の中で自らの意思で自立した生活ができる社会の実現をめざします。

2. 協働、参画する社会の創造

障害のある・なしにかかわりなく、だれもが社会の一員として地域の中で当たり前に生活できる社会を障害者、地域、行政がともにつくる社会の実現をめざします。

3. 安全で安心して快適に暮らせるまちの実現

障害のある人が、ハード・ソフトの両面において社会のあらゆるバリア（障壁）によって地域生活を妨げられることがなく、安全で安心して快適に暮らせるまちの実現をめざします。

以上の内容を端的に表現する本計画の「目標像（社会像）」を

すべての人に優しくやすらぐまち 南房総

として、本計画のキャッチフレーズとして進めます。

第2節 計画の基本目標

「自己決定と自己選択の尊重と支援」、「協働、参画する社会の創造」、「安全で安心して快適に暮らせるまちの実現」の3つの基本理念をふまえ、次の3つを基本目標として掲げます。

1. 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

「ノーマライゼーション」の基本でもある地域でのその人らしい自立生活の実現をめざします。自立生活を支えるサービス基盤の整備とともに、自ら生活のあり方を決定し、自分らしい生活を送るために必要な自己決定や選択ができる支援体制を整備します。

2. 自立し、生きがいを持って社会参加できる環境づくり

生きがいを持って輝いて生きるためには、就労・日中活動の場やスポーツ・文化活動の場などが必要です。社会参加を実現し、生きがいを持って生活を送れるための「活動の場」を整備します。

3. すべての人にやさしいまちづくり

障害のある・なしにかかわらず、市民誰もが安全で安心して快適に暮らせる地域社会を実現するためにハード・ソフト両面のバリアを取り除いていく必要があります。心や情報面などを含めたさまざまなバリアの解消を図るとともに、「ユニバーサルデザイン」の視点に立ち、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

※ユニバーサルデザイン…「バリアフリー」は、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するという考え方であるのに対し、「ユニバーサルデザイン」は、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようにデザインするという考え方。

第3節 計画の基本的な視点

計画の「基本理念」「基本目標」を実現するために、次の5つの基本的視点を基に、本計画に定める施策・事業に取り組みます。

1. 障害のある人自らの意志と判断の尊重

障害のある人は単なるサービスの受け手ではなく、自らが主体であって、それぞれの人生の主役です。

障害のある人が自ら生活する場所を選択し、必要となる障害福祉サービスを自己決定する機会を確保するとともに、自己の選択と決定を尊重し、その意思決定のプロセスを支援する体制の整備を目指します。

2. 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供

障害の種別や程度にかかわらず、本人が必要とする障害福祉サービスを利用しながら、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように、障害福祉サービスの提供を目指します。

3. 地域社会全体での支援

障害のある人が住み慣れた地域で自立し、継続して生活していくためには、すべての人が障害や障害のある人への理解を深め、地域社会全体（市民・地域・行政）で取り組みを目指します。

4. 障害のある子どもへの支援体制の整備

発達過程において特別な配慮が必要とされる児童（要配慮児童）を早期に発見し、適切な療育・支援につなげます。また、要配慮児童とその保護者等に対し、ライフステージを通じ、効果的で切れ目のない支援を提供するための体制整備を目指します。

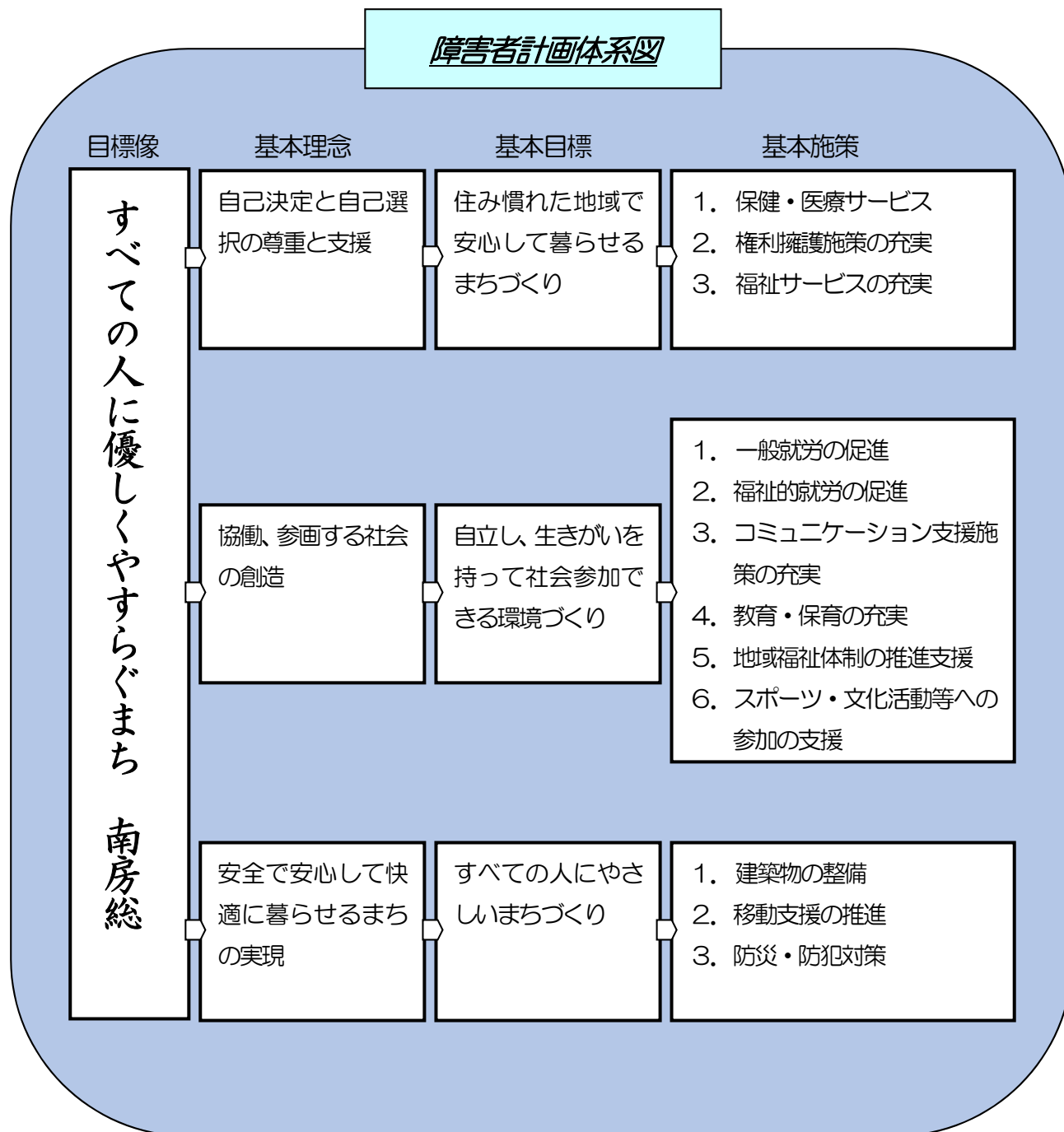
5. 安心して暮らせるまちづくりの推進

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、社会参加をしていくため、地域で気軽に相談ができる環境整備や障害福祉サービスなどに関する情報提供の充実、公共施設等のバリアフリー化を目指します。

第6章 南房総市障害者計画

第6章 南房総市障害者計画

本計画の施策体系は以下のとおりとします。



第1節 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

1. 保健・医療サービス

【現況と課題】

障害の原因となる各種疾病を早期に発見し、治療や療育・訓練をおこなうことは、障害の軽減と重度化を防止するうえで大変重要なことです。

本市では、乳幼児を対象とした、健康診査、相談・教室などの育児支援事業を通して、発育・発達のスクリーニングに努めています。また、健康管理上の問題が発見された場合は、関係機関と連携しながら支援をしています。

障害発見後の専門的な相談体制の確立や、療育に関する指導・訓練を実施していく体制整備を行っていくことが課題です。さらに早期発見につなげるよう、妊娠期から乳幼児期、就学期までの一貫した母子健康施策の充実を図る必要があります。

一方、近年は生活習慣に起因する疾病や、生活習慣病を基礎疾患にした中高年期以降の障害の発生が顕著に増えています。本市では、疾病の予防や早期発見・早期治療に努めるとともに、健康上の問題がある市民に対する事後指導を実施しています。しかし、現状は、高齢化の進行により、脳血管疾患や心臓疾患などの生活習慣病による慢性疾患を有する人が増加しています。

【今後の考え方】

○発育・発達の遅れのある児童に対し、保健、福祉、教育、子育てなどの関連各課及び機関の連携を図り、発達支援体制の確立を図ります。

○障害の原因となる各種疾病の予防に引き続き取り組みます。

○精神障害者や難病患者については、適切なサービスを総合的に提供するため、医療機関や保健所と連携を図ります。

【具体的な施策・事業】：①障害の予防・軽減対策の推進

施策・事業名	事業内容	担当部署
生活習慣病等の疾病の予防及び早期発見の推進	健康診査を充実させ、生活習慣病予備軍に対する生活習慣改善を図るとともに有病者・予備軍の減少に努めます。 また、がんの早期発見・治療にむけ検診を推進します。そのため、受診率の向上を図るとともに事後指導の充実に努めます。	健康支援課
訪問指導の充実	保健師・管理栄養士などによる指導を推進し、家庭における日常生活の充実に促進します。 また、定期的な訪問を可能にするための体制づくりに努めます。	健康支援課
保健相談・教室の充実	健康診査の受診者に、健康の保持増進の情報を提供するとともに、生活習慣病予備軍の方へ生活習慣の行動変容に向けた保健指導に努めます。 また、栄養・保健などの健康相談・訪問の体制の確保に努めます。	健康支援課
健康診査・検診体制の充実	健康診査を受けられるよう、健診機会の確保を図り、受診を促進します。 また、医療機関との連携による健康管理の充実に促進します。	健康支援課
介護予防の推進	広く一般の高齢者の健康の保持増進を支援します。また、高齢者や障害者に対し、閉じこもり予防や生活力の低下予防として、ボランティアの協力を得ながら介護予防事業を推進していきます。	健康支援課

【具体的な施策・事業】：②早期療育体制の充実

施策・事業名	事業内容	担当部署
早期発見・早期対応の推進	乳児、1歳6か月児、3歳児などの健康診査を行い、発育発達を確認します。疾病や障害を早期発見するため、受診率の向上および未受診者の把握に努めます。 育児や発達の遅れに不安を持つ保護者に対する相談支援、訪問指導など、母子保健の充実に図ります。保健師・市特別支援教育専門家チーム相談員など専門職員による療育相談や交流・保育を中心とした母子への支援等を実施し、相談体制の充実に図ります。	社会福祉課 健康支援課 子ども教育課
相談・支援体制の充実	児童相談所などの関係機関、関係各課との連携の強化、支援の充実に図ります。 また、臨床心理士など専門職員による相談や、交流・保育を中心とした母子への支援等を実施し、相談体制の充実に図ります。	社会福祉課 健康支援課

【具体的な施策・事業】：③医療体制の充実

施策・事業名	事業内容	担当部署
訪問診療の充実	訪問診療の充実や、地域医療体制の整備を促進します。 また、富山国保病院をはじめ市内の医療機関や安房医師会との連携を図り、医療体制の充実を図ります。	健康支援課 富山国保病院

【具体的な施策・事業】：④精神保健推進と難病患者支援

施策・事業名	事業内容	担当部署
相談支援体制の充実	精神障害者および難病患者の保健の充実のため、保健所と連携をとりながら、支援の充実を図ります。 また、保健師など専門職員による相談体制の充実を図ります。	健康支援課 社会福祉課
在宅福祉サービス等の充実	在宅介護の必要な難病患者に対し、日常生活用具を給付する等、在宅生活の支援をします。	社会福祉課

2. 権利擁護施策の充実

【現況と課題】

障害のある人の権利擁護を推進するため、「成年後見制度」および「日常生活自立支援事業」の周知・利用の促進を図るとともに、身寄りがない障害のある人の保護のために必要がある場合には、市長が法定後見の申し立てを行っています。

だれもが気軽に相談できるよう、相談支援体制を整備する必要があります。

【今後の考え方】

○障害のある人の人権や権利を擁護するため、市民や福祉施設等における啓発事業を積極的に推進するとともに、相談支援体制の整備に努めます。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	事業内容	担当部署
地域における人権尊重の基礎づくり	障害のある人もない人も共に暮らしやすい地域社会をつくるため、人権を尊重する市民の意識啓発に努めるとともに、人権擁護委員や民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員などへ相談ができるよう周知に努めます。	社会福祉課
成年後見制度の利用促進	財産管理等を行う成年後見制度による支援を必要とする障害のある人に対し、その利用の促進を図ります。	社会福祉課
日常生活自立支援事業の推進	障害や高齢などで、在宅で日常生活を送るうえで十分な判断ができない方に対して、福祉サービスの利用に関する支援や財産管理、財産保全等のサービスを行う「日常生活自立支援事業」の利用を促進します。	社会福祉協議会
虐待防止の取り組み	障害者への虐待防止を図るため、相談体制の整備に努めます。	社会福祉課
投票しやすい環境づくり	投票所において、障害のある人が投票しやすい環境づくりをいっそう推進するよう努めます。	選挙管理委員会

3. 福祉サービスの充実

【現況と課題】

市では、これまで、居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所（ショートステイ）、補装具費の支給、日常生活用具の給付など福祉サービスの提供を実施・促進してきました。

今後も国や県の施策動向を踏まえ、障害のある人を支援するための福祉サービスを充実させる必要があります。

【今後の考え方】

○障害のある人が在宅においてその人らしく自立した生活が可能となるよう、一人ひとりの状況やニーズに対応すべく「障害福祉サービス」や「地域生活支援事業」「補装具費の支給」「自立支援医療」などの各サービスの充実を図るとともに、自立生活を支援するよう総合的に提供していきます。

○障害者の医療費等の一部を支給し、医療費の負担軽減をすることにより、健康の保持と生活の安定を図ります。

【具体的な施策・主な事業】：①福祉サービスの推進

施策・事業名	事業内容	担当部署
介護給付 （在宅での生活支援）	「居宅介護（ホームヘルプ）」により、障害のある人の在宅での生活を支援するため、入浴や排泄、食事、外出などの身体介助や、調理、清掃などの家事援助の利用支援を行います。	社会福祉課
介護給付 （短期入所）	介助者の病気等により介護が困難になった障害のある人が、短期的に施設に入所するための利用支援を行います。	社会福祉課
介護給付 （日中活動の場）	病院等への入院による医学的な管理下での障害者の介護を提供する「療養介護」や、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を行う「生活介護」、障害児が施設に通い、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う「放課後等デイサービス」などの利用支援を行います。	社会福祉課
介護給付 （居住の場）	施設に入所している人に対し、主に夜間に入浴や排せつ、食事など支援を行う「施設入所支援」や、共同生活の場所で食事の援助や掃除、洗濯、買い物等の日常生活関連動作の支援、服薬管理などを行う「共同生活介護（ケアホーム）」などの利用支援を行います。	社会福祉課
訓練等給付	食事や家事等の日常生活能力を向上するために必要な訓練を行う「自立訓練（生活訓練）」、理学療法士や作業療法士によりリハビリテーションや身体機能の回復・維持のための訓練を行う「自立訓練（機能訓練）」、就職を希望する障害者に対して、一定期間生産活動等の作業の実習を行い就労に必要な訓練を行う「就労移行支援」、就労の機会の提供により、生産活動にかかる知識や能力の向上を図る「就労継続支援（A型）」や生産活動等の提供により、就労に必要な	社会福祉課

	知識や能力の向上や維持を図る訓練を行う「就労継続支援（Ｂ型）」などの利用支援を行います。 また、地域での共同生活を営むのに必要な日常生活上の援助や相談などを行う「共同生活援助（グループホーム）」の利用支援を行います。	
補装具費の支給	身体障害者（児）の失われた身体機能を補完又は代替し、職業や日常生活上の能率向上等を図るため、義肢や装具、座位保持装置、補聴器、車椅子、電動車椅子などの補装具費を支給します。	社会福祉課
自立支援医療費の支給	障害者（児）が、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な医療費（更生医療費・育成医療費・療養介護医療費・精神通院医療費）の支給や利用支援を行います。	社会福祉課
地域活動支援センターの充実	障害のある人の創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うための「基礎的事業」を行うほか、相談支援や専門職員（精神保健福祉士等）の配置により、地域活動支援センターの機能を強化し、障害のある人の地域生活を支援します。	社会福祉課
日中一時支援事業	地域生活支援事業の「日中一時支援事業」を実施し、障害のある人の日中活動の場を確保するとともに、日常介護している家族の負担軽減を図ります。	社会福祉課
日常生活用具給付	在宅の身体障害者（児）の日常生活上の困難を改善し、自立支援および社会参加を促進するための日常生活用具を給付します。	社会福祉課
サービス内容の周知	市広報紙等の各種紙媒体やインターネットホームページなど、多様な手段によって福祉サービス等の周知を図ります。	社会福祉課

【具体的な施策・事業】：②経済的支援の充実

施策・事業名	事業内容	担当部署
各種年金・手当等の利用促進	障害のある人の家庭生活の安定のため、各種年金や手当等経済的支援制度の利用の促進を図ります。	社会福祉課
生活資金貸付制度	他からの融資の受けられない所得の比較的少ない世帯、家族の中に日常生活において介護が必要な障害者や高齢者（65歳以上）のいる世帯に各種資金を貸付し、世帯の自立と安定を支援します。	社会福祉協議会

【具体的な施策・事業】：③高齢者福祉との連携の促進

施策・事業名	事業内容	担当部署
高齢者福祉との連携の促進	本市は、高齢障害者が多いことから、障害のある高齢者については高齢者のサービスとの連携を図り、障害者が幅広くサービスを利用できるように努めます。 また、高齢障害者の相談支援においても、地域包括支援センターとの連携を図るなど、高齢者の相談体制とも連携を図ります。	健康支援課 社会福祉課

【具体的な施策・事業】：④「居住の場」の充実

施策・事業名	事業内容	担当部署
ニーズに対応した市営住宅の整備	市営住宅の整備の際には、ユニバーサルデザインに配慮した構造に努めます。	管理課
民間住宅の整備促進	民間における障害者配慮住宅の建設促進を図るため、その普及・啓発に努めます。	管理課
生活の場づくり	障害のある人の自立生活の促進を図るため、グループホーム（「共同生活援助」事業）に入居する障害のある人を支援します。	社会福祉課
入所施設の確保	在宅での生活が困難で、入所が必要な障害のある人が、「施設入所支援」等のサービスを利用できるよう支援します。	社会福祉課

【具体的な施策・事業】：⑤障害者の医療費負担軽減

施策・事業名	事業内容	担当部署
重度心身障害者医療費等支給	重度心身障害者又はその保護者に対し、医療費の一部を支給して医療費等の負担の軽減をすることにより、健康の保持と生活の安定を確保します。	社会福祉課

第2節 自立し、生きがいを持って社会参加できる環境づくり

1. 一般就労の促進

【現況と課題】

障害のある人が地域で自立した生活を行うためには、経済的基盤の確保が不可欠であり、就労の機会を確保することが重要な課題となっています。そのためには、ハローワークなどの労働行政機関と連携しながら、就労を希望する障害のある人への支援や事業主等への理解促進を図っていく必要があります。

【今後の考え方】

○障害のある人が、その適性と能力に応じた職業生活を通して、いきいきとした活力ある生活を実現し、社会に貢献することへの喜びを見出すことができるよう、障害のある人の一般雇用の促進に努めます。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	事業内容	担当部署
就労の促進	障害のある人の就労を促進するため、ハローワーク等が行う事業との連携強化に努めるとともに、広報紙などによるPR活動等の充実を図ります。	社会福祉課 商工課
就労支援体制の整備	障害のある人の一般就労の機会を拡げるとともに、安心して働き続けられるよう、「就労移行支援」「就労継続支援」を推進します。	社会福祉課 商工課
ジョブコーチの派遣	障害者の就業を支援するため千葉県障害者職業センターと協力し、ジョブコーチ（1号型職場適応援助者）の派遣を行い安定した雇用環境の実現を図ります。	社会福祉課 商工課

2. 福祉的就労の促進

【現況と課題】

障害の状況や本人の適性に応じて、多様な選択肢を確保するよう努める必要があります。

【今後の考え方】

○一般企業での就労が困難な重度障害者が働くことを通して、社会経済活動に積極的に参加することができるよう、福祉的就労機会の拡大に努めます。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	事業内容	担当部署
地域活動支援センター事業	障害のある人が、地域の実情に応じて創作的活動や生産活動を行うことができるように「基礎的事業」を実施し、社会との交流、地域生活支援の促進を図ります。	社会福祉課
知的障害者職親委託事業	知的障害者の自立を図るため、一定期間、更生援護に熱意のある事業経営者に知的障害者を預けて、生活指導や技能習得訓練を行います。	社会福祉課

3. コミュニケーション支援施策の充実

【現況と課題】

聴覚障害者や言語障害者はコミュニケーション手段が限定されてしまうことが、社会参加にあたって大きなハンディとなり、生活する上で手話通訳や要約筆記は意思の伝達手段として重要な役割を果たしています。いつでも必要なときに手話通訳者等の派遣が行われることが求められています。

【今後の考え方】

○手話通訳者等の派遣により、コミュニケーションが円滑に図られるよう支援を提供していきます。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	事業内容	担当部署
意思疎通支援事業	千葉県聴覚障害者協会と協力して手話通訳者等の派遣を行います。	社会福祉課

4. 教育・保育の充実

【現況と課題】

障害のある子どもたちに対して、障害の種別に対応したきめ細かな教育を行う必要があります。

市では、障害児保育や学童保育、特別な支援を必要とする児童・生徒への対応の充実を図っています。また、教育に関する相談に随時応じることができるよう、就学相談体制の充実を図り、適切な教育が受けられるよう支援しています。

【今後の考え方】

○特別な支援を必要とする児童生徒が、その能力・適性と、発達段階に応じた適切な教育を受けられるよう特別支援教育の環境の整備充実に努めるとともに、障害の種別に対応した教育指導体制の強化と教職員の資質の向上を図ります。また、障害に対する正しい認識を深めるための教育カリキュラムの拡充に努めるとともに、障害のある児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校施設等のバリアフリー化を推進します。

○子どもから大人まで、障害のある人もない人もともに参画できる行事等の充実に努めるとともに、障害のある人自らが地域社会と交流する基盤整備に努めます。

【具体的な施策・事業】：①障害児保育の充実

施策・事業名	事業内容	担当部署
保育所	市内の保育所において、心身に障害のある児童も障害のない児童とともに集団保育を行い、発達を促し、社会生活を営むのに必要な能力を育みます。 また、障害児保育の充実を図るため、保育士の配置や研修、施設整備など受け入れ体制の充実に努めます。	子ども教育課
放課後児童対策	共働き家庭やひとり親家庭など、働きながら子育てをしている親たちが安心して働くことができるよう、授業の終了した放課後及び長期休業中、幼稚園から小学校4年生までの児童を対象とした学童保育を実施しています。また、幼稚園児を対象とした預かり保育も行っています。障害児で特別支援学校に就学している場合にも、障害児の放課後児童対策として、積極的に受け入れます。	子ども教育課

【具体的な施策・事業】：②就学相談の充実

施策・事業名	事業内容	担当部署
相談の充実	就学にあたって、児童の障害の状態や発達段階に応じた適切な教育を行うことができるよう、就学相談の充実を図ります。	子ども教育課
情報提供の充実	母子保健事業や保育所・幼稚園などとの連携を図り、障害のある児童の保護者への情報提供の充実を図ります。 また、就学前の療育支援や療育相談などについても、就学にあたってスムーズに支援が行えるよう関係各課及び関係機関との連携体制の確立を図ります。	健康支援課 子ども教育課 社会福祉課

【具体的な施策・事業】：③教育相談体制の充実

施策・事業名	事業内容	担当部署
就学相談体制の充実	障害の特性に応じ、適正な教育ができるよう、特別支援教育担当者の資質の向上、関係機関との連携を推進します。 また、きめ細やかな就学指導が行えるよう、就学指導調査員会議や巡回相談活動の充実、校内就学相談体制の充実を図ります。	子ども教育課
進路指導担当者の研修	小中連携や特別支援学校等の見学など、進路指導の充実のため、担当者の研修を推進します。	子ども教育課

【具体的な施策・事業】：④特別支援教育の充実

施策・事業名	事業内容	担当部署
特別支援教育の充実	特別支援教育コーディネーターの研修をすすめ、個別の児童生徒の障害に応じた「支援計画」を作成していくなど、幼稚園・小・中学校における特別支援教育の充実に努めます。	子ども教育課
教職員等の研修の充実	小・中学校における特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育担当者をはじめ、教職員・支援員に対し、LD（学習障害）、AD/HD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症などの発達障害を含めた専門的な研修を強化するなど、教職員の指導力の向上に努めます。 また、通常学級においても障害のある児童に対応できる専門性をもった指導ができるよう、今後も継続して全教職員に対する研修などの充実を図ります。	子ども教育課
障害に対応した環境整備の充実	特別支援教室をはじめとする学校施設について、障害に対応した教育を充実するため、必要に応じて改修や環境整備に努めます。	教育総務課

【具体的な施策・事業】：⑤交流教育の推進

施策・事業名	事業内容	担当部署
児童生徒との交流の推進	学校教育において通常学級に通う児童生徒と障害のある児童生徒との交流を、障害の状況をふまえながら推進します。	子ども教育課
地域社会との交流の推進	障害の有無にかかわらず、児童生徒と地域社会との交流を推進します。 また、そのため、地域における高齢者等の人材の活用を図ります。	子ども教育課

5. 地域福祉体制の推進支援

【現況と課題】

障害のある人の自立と社会参加のためには、地域社会全体（市民・地域・行政）で障害や疾病への正しい理解を深めていく必要があります。

また、障害のある人を身近な地域で支えるための支援体制が必要です。

【今後の考え方】

○障害者に対する理解を深めていくための、広報・啓発活動に努めます。

○地域での障害者を支えるボランティア活動の推進や、ボランティアの養成を図ります。

○障害者の相談体制の整備を推進します。

【具体的な施策・事業】：①啓発広報活動

施策・事業名	事業内容	担当部署
「障害者週間」の周知	「障害者週間」（12月3日～9日）をきっかけとして、障害や障害のある人を取り巻く問題を市民が理解できるよう、広報紙やポスターによるPRなどに努めます。	社会福祉課
福祉教育の推進	学校教育等を通じて障害者や高齢者などに対する理解を深めるための機会や、ボランティア活動への理解を深めるよう福祉教育の推進を図ります。	社会福祉協議会
広報活動の充実	市広報紙をはじめとして、多様な方法、媒体による情報提供の充実を図ります。 また、録音ボランティアによる「声の広報」など、障害に応じた適切な広報手段の充実を推進します。	秘書広報課
障害福祉制度の周知	障害福祉等の諸制度を周知するため、『障害者福祉制度のご案内』の作成を継続し、その周知に努めます。	社会福祉課

【具体的な施策・事業】：②ボランティア活動の促進

施策・事業名	事業内容	担当部署
ボランティア活動の推進	ボランティア団体の育成やボランティアの養成を図り、障害のある人の地域生活を支援するための活動の輪を広げるよう努めます。	社会福祉協議会

【具体的な施策・事業】：③相談支援体制および情報の収集・提供

施策・事業名	事業内容	担当部署
身近な相談窓口の充実	障害のある人が気軽に相談できるよう、身近な窓口体制の確立を図ります。 また、地域活動支援センター（I型）では、3障害について、一元的に相談を実施します。また、常勤の相談支援専門員を配置し、主に次のような相談を受けます。	社会福祉課

	・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談） ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のための必要な援助 ・専門機関の紹介 さらに、機能強化として、一般的な相談支援に加え、専門的職員（精神保健福祉士、社会福祉士、保健師等）を配置し、専門的な相談支援等を要する困難ケース等に対応します。	
地域における相談活動の充実	相談活動を充実させるため、訪問による相談の充実を図ります。 また、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、知的障害者相談員など、地域における相談活動の充実を促進します。	社会福祉課
専門機関との連携の確立	県の機関や医療施設等との連携に努め、専門的相談、サービスの提供を充実させます。	社会福祉課
ピアカウンセリング	関係機関等との連携を図り、機会の提供を検討していきます。	社会福祉課

6. スポーツ・文化活動等への参加の支援

【現況と課題】

生きがいを持って輝いて生きるためには、スポーツ・文化活動の場など生涯学習の機会が必要です。

市ではこれまで、市民の自主的、主体的なスポーツ・文化活動等への支援の他、公民館等で生涯学習の機会の提供をしてきました。これらの活動の中で、障害者でも参加しやすいスポーツ・文化活動や生涯学習を提供できる環境づくりを進めていく必要があります。

また、障害者団体等と連携しながら、スポーツ活動等の取り組みを進める必要があります。

【今後の考え方】

○障害者の社会参加を支援し、生きがいづくりを推進するため、障害者の参加しやすい生涯学習の場を提供していけるように努めます。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	事業内容	担当部署
施設の整備	障害のある人も参加できるよう、社会体育施設や社会教育施設等について、障害に配慮した施設の整備を推進します。	生涯学習課
生涯学習の機会の提供	公民館等における講座や教室の開催など、障害者も参加できる学習機会事業の充実を図ります。	生涯学習課
スポーツ・レクリエーション活動の推進	健康増進や生きがいづくりの場として、障害者も参加できる、各種スポーツやレクリエーション活動の場を提供していきます。 また、今後は障害を理解し適切な指導ができる指導者を確保するなど、障害のある人のスポーツ活動等を支援するため、研修や取り組み方法などを検討していきます。	生涯学習課
身体障害者スポーツ大会への支援	障害のある人がスポーツ・文化等の活動に参加しやすくなるよう障害者団体の育成を進め、活動の支援を行います。	社会福祉課

第3節 すべての人にやさしいまちづくり

1. 建築物の整備

【現況と課題】

本市の公共建築物や公共的民間建築物の障害のある人への配慮は必ずしも十分とは言えません。

障害のある・なしにかかわらず、市民だれもが安全で快適に暮らせる地域社会を実現するため、「ユニバーサルデザイン」の視点に立ち、すべての人にやさしいまちづくりを推進することが必要です。

【今後の考え方】

○障害のある人が自由に外出でき、移動しやすいまちにするため、公共建築物および公共的民間建築物について障害のある人の利用に配慮した整備を進めます。障害のある人をはじめすべての市民が安全かつ快適に外出できるよう、市街地整備、道路整備等と併せて歩行空間の整備を計画的に推進していきます。

【具体的な施策・事業】

施策・事業名	事業内容	担当部署
公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化	県の「福祉のまちづくり条例」に基づいて既存の公共施設の点検を行い、適合しないものについて、建て替え等の機会に整備を推進します。	関係各課

2. 移動支援の推進

【現況と課題】

本市は、平成26年4月1日現在で人口41,405人ですが、面積は230.22k㎡と広大であり、人口密度は1k㎡当たり約180人となっており過疎地です。若者の人口流出などにより過疎化は顕著に進んでおり、高齢化率は39.6%で、全国平均を大きく上回る地域となっています。交通手段を持っていない世帯も多く、こうした世帯は移動困難者となっています。

また、市内の公共交通は利便性が悪く、高齢者のみならず障害者についても交通手段の確保は大きな課題です。

集落は点在しており、医療機関や商店、公共施設も分散し、遠距離であるため、日常生活を維持するための、移動手段が必要となっています。

【今後の考え方】

○障害のある人の日常生活や社会活動を容易にし、生活領域の拡大を図るため、交通施策の推進とともに、移動支援の推進に努めます。

【具体的な施策・事業】：①移動・交通手段の整備

施策・事業名	事業内容	担当部署
コミュニティバス等の推進	市民の利便性の向上を図るための、市内のコミュニティバス等については、合併前より各町村の事情のもとでバス事業を行ってきたため、今後運行形態等を含め一体的に計画、推進していきます。 障害のある人が利用しやすい車種の導入や停留所における整備改善について関係機関への働きかけを推進します。 また、運賃・その他のサービスについても、障害者の利用促進のため、今後も継続して減免制度を維持できるよう努めます。	企画政策課 社会福祉課
移送サービス事業の推進	ボランティアによる有償運送サービスを実施し、障害者を含む移動困難者の移動確保に努めます。	社会福祉協議会
移動支援事業	地域生活支援事業の「移動支援事業」を実施し、重度の障害のある人の移動中の介護についてマンツーマンにより支援し、社会参加の促進を図ります。	社会福祉課
障害者の社会参加支援	障害者の社会参加の促進のため、福祉タクシー券の助成や自動車の改造、自動車の運転免許取得について助成します。	社会福祉課
身体障害者補助犬法の周知	「身体障害者補助犬法」の内容について公共施設、商店、民宿等への周知・啓発を行い、補助犬の同伴が円滑に実現するように努めます。	社会福祉課

【具体的な施策・事業】：②歩行空間の整備

施策・事業名	事業内容	担当部署
歩道の整備	障害のある人が外出しやすい道路づくりを進めるため、県の「福祉のまちづくり条例」を基本として幅の広い歩道の設置や段差の解消などに努めます。	建設課
駐車場の整備	歩道上への違法駐車のを解消を進めるため、公共施設等の駐車場整備や、身体障害者用の駐車スペースの整備に努めます。	関係各課

3. 防災・防犯対策

【現況と課題】

障害のある人など災害時に何らかの支援が必要な“災害時要援護者（避難行動要支援者）”に関しては、きめの細かい配慮が必要です。

【今後の考え方】

○災害時要援護者（避難行動要支援者）を災害や犯罪から守るため、地域の防災・防犯ネットワークの確立に努めます。また、行動に制約のある障害のある人を災害から守るため、災害時・緊急時の情報収集・提供体制や避難誘導対策の充実、災害を防ぐための基盤の整備を図ります。さらに、障害のある人にとって、安全で安心できるまちづくりをめざして、防災・防犯知識の普及を図ります。

【具体的な施策・事業】：①防災体制

施策・事業名	事業内容	担当部署
避難所の確保	災害時要援護者（避難行動要支援者）の安心安全が確保できる避難所の確保に努めます。 また、学校施設等の公共施設の整備にあたっては、障害のある人の利用に配慮した避難所の充実に努めます。	消防防災課 社会福祉課 教育総務課
避難道路の確保	避難所までの市道の確保・整備等に努めます。	建設課
緊急連絡体制の整備	災害時要援護者（避難行動要支援者）が緊急時に速やかに連絡できるよう、行政区、関係機関や民生委員等との連携による災害時要援護者（避難行動要支援者）登録によって、緊急時の安否確認や避難等の支援体制づくりを推進します。	消防防災課 社会福祉課
自主防災組織の設置	災害時には、その初動体制として地域における住民自身による活動が重要であることから、「地域防災計画」の施策・事業と連携を図りながら、障害のある人の安全に配慮した「自主防災組織」の育成に努めます。	消防防災課
災害ボランティアの育成と確保	災害ボランティア養成講座などにより、被災後、復旧・復興活動を行うボランティアの育成と確保に努めます。	消防防災課 社会福祉課 社会福祉協議会
災害マニュアルの作成	災害時要援護者が災害時に的確に避難等の対応ができるよう、その体制づくりとマニュアルの整備を進めます。	消防防災課 社会福祉課 他関係各課

【具体的な施策・事業】：②防犯体制

施策・事業名	事業内容	担当部署
防犯体制	各種防犯協力会など、地域の防犯活動を推進していきます。	消防防災課

第7章 南房総市障害福祉計画

第7章 南房総市障害福祉計画

第1節 地域生活移行と就労支援の数値目標

1. 「福祉施設入所者の地域生活移行」の目標

(1) 地域生活への移行

国は、「平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行すること」を基本指針に掲げています。

本市では、福祉施設から地域生活に移行する人数の目標を8人と設定します。

項目	数値目標		備考
平成25年度末の施設入所者数	基準値	67人	平成25年度末時点の施設入所者数
地域生活移行者数	目標値	8人（12%）	平成25年度末時点の施設入所者数のうち、12%以上がグループホーム、一般住居等へ移行する。

(2) 施設入所者数の削減

国は、「平成29年度末時点の施設入所者数を、平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減すること」を基本指針に掲げています。

本市では、施設入所支援の利用の需要があることから、施設入所者数については現状を維持し、削減数は0人（0%）と見込んでいます。

項目	数値目標		備考
平成25年度末の施設入所者数	基準値	67人	平成25年度末時点の施設入所者数
削減見込者数	目標値	0人（0%）	現状の施設入所者数を維持する。

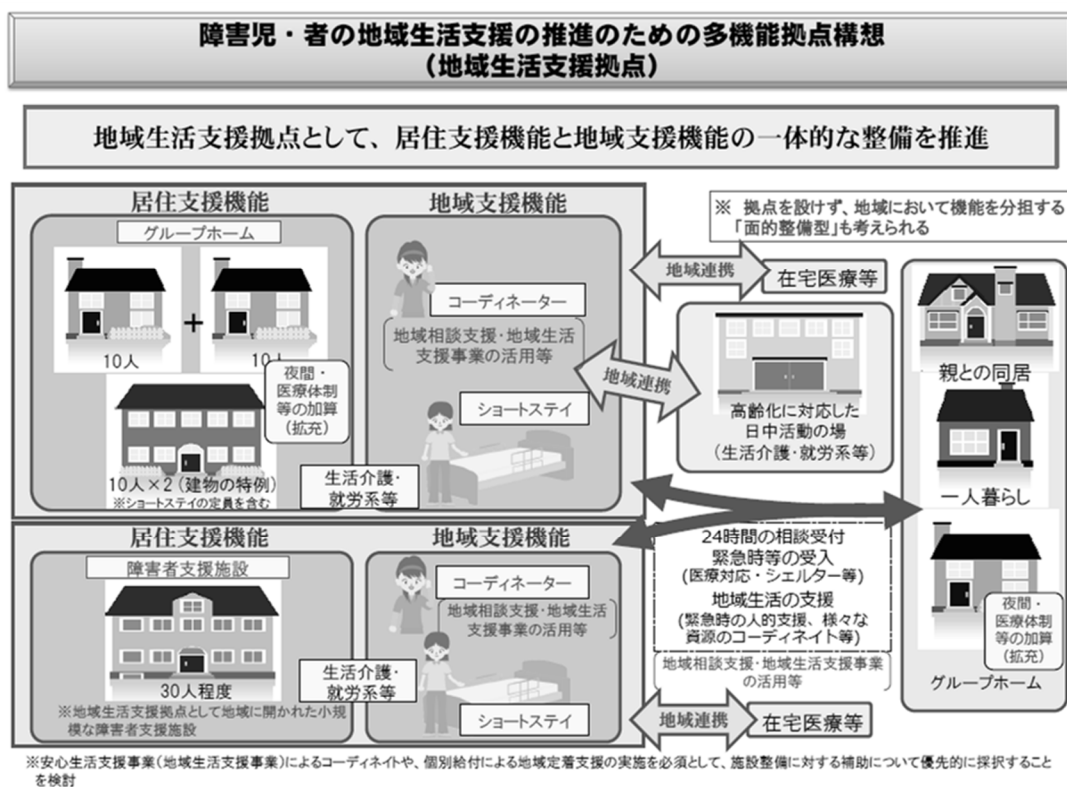
2. 地域生活拠点等の整備

国では、「障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備すること」を基本指針に掲げています。

本市では、相談や緊急時の受け入れ、その他必要な支援や体制づくりを行う、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することを目指します。

国の基本指針	・障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。
目標値設定の考え方	・地域生活支援拠点等を1箇所以上整備することについて、検討する。
目標値	1箇所（平成29年度末）

図 地域生活拠点のイメージ



3. 福祉施設から一般就労への移行促進

(1) 就労移行支援事業所等を通じて、平成29年度中に一般就労する者の数

国では、「就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する人数が、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすること」を基本指針で掲げています。

本市では、平成29年中に福祉施設から一般就労へ移行する人数を2人と設定します。

項目	数値目標		備考
平成24年度の年間一般就労移行者数	基準値	0人	平成24年度に福祉施設を退所して、一般就労した人数
一般就労移行者数	目標値	2人	平成29年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

(2) 就労移行支援事業の利用者数

国では、「平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成25年度末の利用者数から6割以上増加すること」を基本指針で掲げています。

本市では、平成29年末の就労移行支援事業の利用者数を22人と設定します。

区 分	数 値		数値目標設定の考え方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	基準値	14人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	目標値	22人 (1.6倍)	平成29年度末において、就労移行支援事業を利用する人数

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

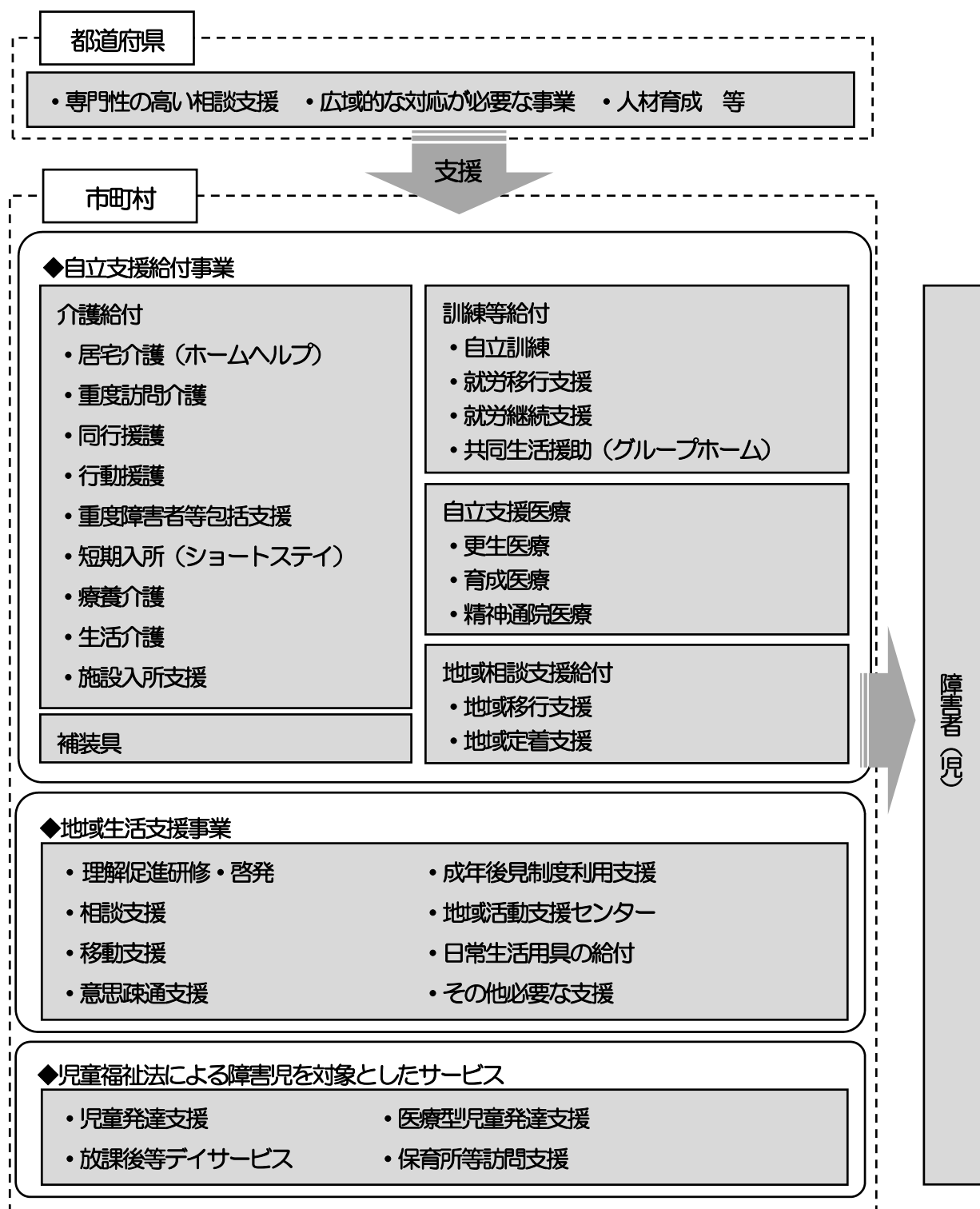
国では、「就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること」を基本指針で掲げています。

本市では、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上にすることを目指します。

第2節 サービス量の見込みと提供体制の確保策

1. 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障害福祉サービスの体系は、障害者総合支援法による自立支援給付及び地域生活支援事業、児童福祉法による障害児を対象としたサービスで構成されています。



2. 自立支援給付事業

(1) 訪問系サービス

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	第4期計画見込量		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護・行動援護 ・重度訪問介護	526時間 40人	585時間 45人	650時間 50人	715時間 55人	780時間 60人
同行援護	24時間 1人	80時間 1人	80時間 1人	80時間 1人	80時間 1人
重度障害者等包括 支援	0時間 0人	— —	— —	— —	— —

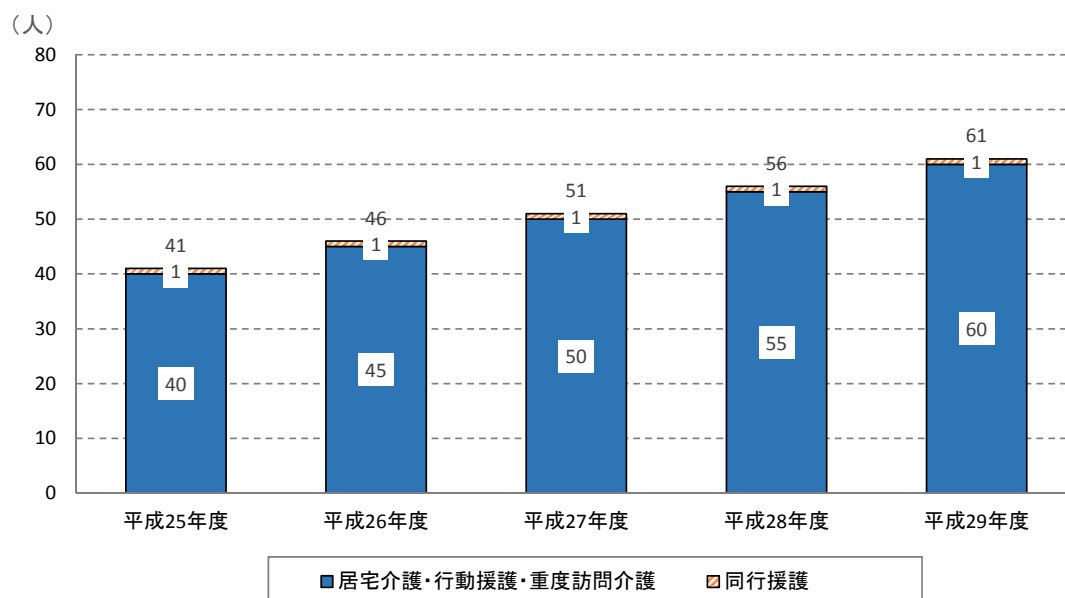
【基本的な考え方】

訪問系サービスの利用ニーズが高いことから、引き続き質の高い必要な量のサービスを提供できるように努めます。

指定事業者へサービス量の確保と内容の充実を図るように働きかけるとともに、人材の確保・育成に努めます。

重度障害者等包括支援は、現在提供されていませんが、ニーズの動向を踏まえ、サービス提供体制の確保を図ります。

図 訪問系サービスの利用実人数の推移と見込み（人／月）



(2) 日中活動支援サービス

①療養介護・生活介護

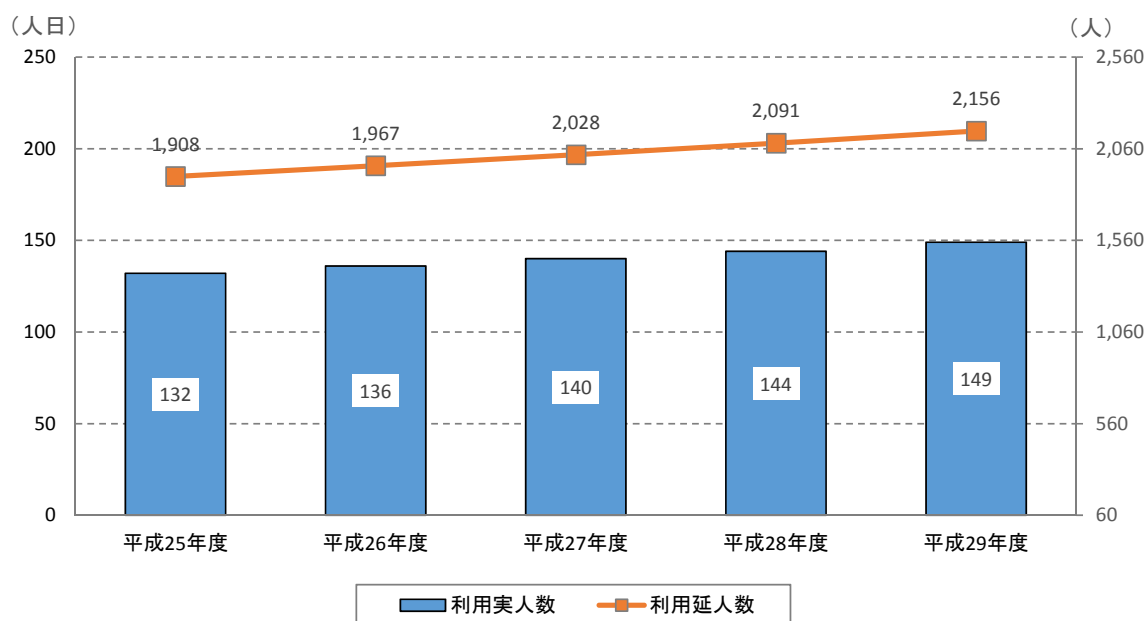
【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	第4期計画見込量		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	306人日	310人日	310人日	310人日	310人日
	1人	1人	1人	1人	1人
生活介護	132人日	136人日	140人日	144人日	149人日
	1,908人	1,967人	2,028人	2,091人	2,156人

【基本的な考え方】

地域自立支援協議会、特別支援学校等と連携し、市における日中活動系サービスの必要量を検討し、障害のある人の様々なニーズに対応できる日中活動の場の確保に努めます。

図 生活介護の利用人数の推移と見込み（人・人日）



②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

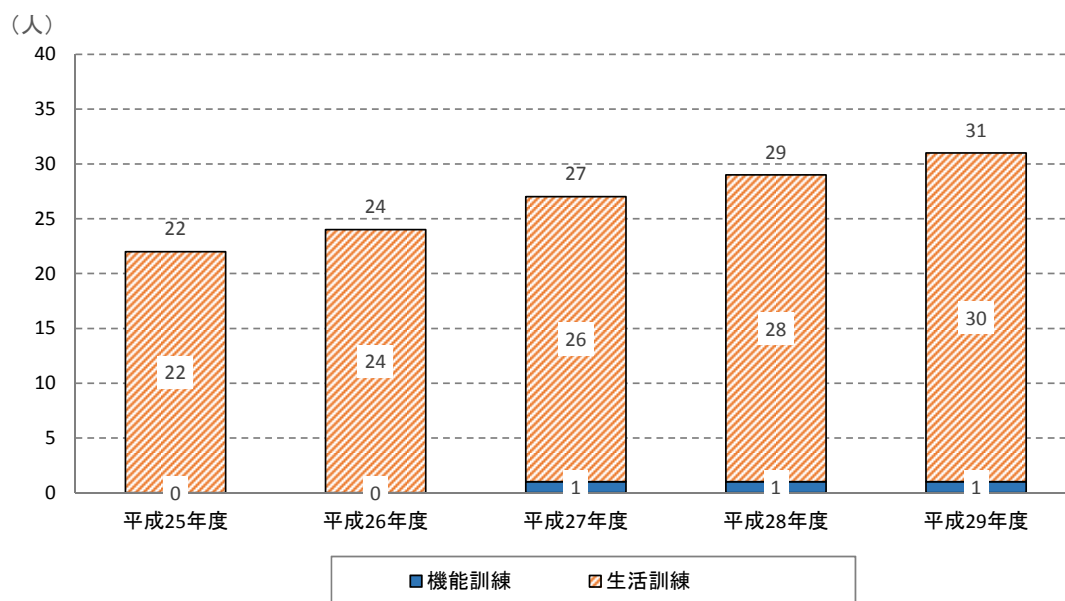
【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	第4期計画見込量		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練 （機能訓練）	0人日/月 0人	0人日/月 0人	22人日/月 1人	22人日/月 1人	22人日/月 1人
自立訓練 （生活訓練）	285人日/月 22人	360人日/月 24人	390人日/月 26人	420人日/月 28人	450人日/月 30人

【基本的な考え方】

利用者が住み慣れた地域で安心して生活や労働ができるように、サービスの向上に努めます。

図 自立訓練の利用実人数の推移と見込み（人／月）



③就労移行支援・就労継続支援

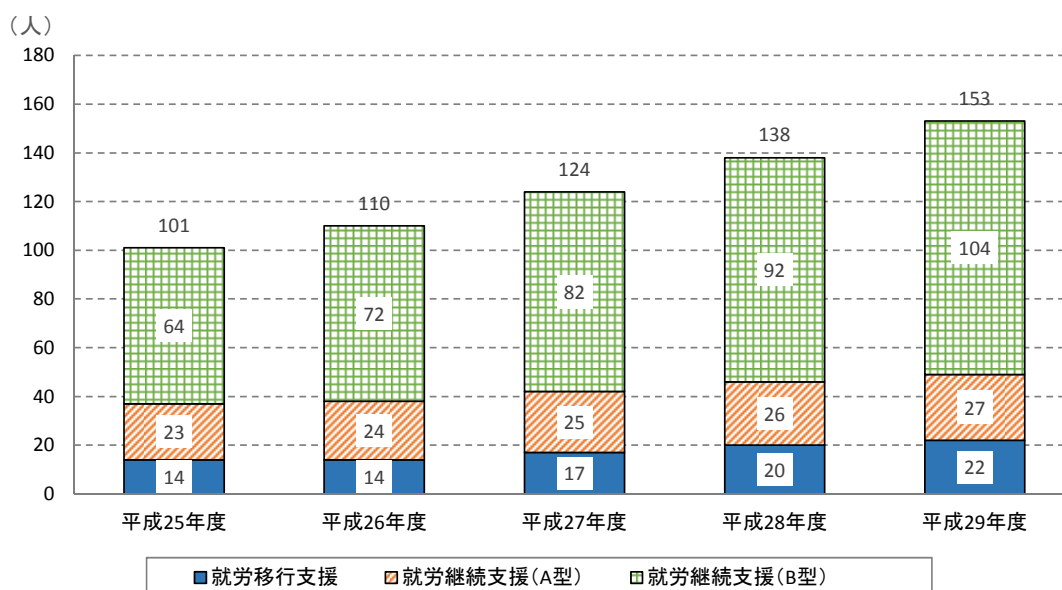
【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	第4期計画見込量		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	121人日/月 14人	126人日/月 14人	153人日/月 17人	180人日/月 20人	198人日/月 22人
就労継続支援 (A型)	325人日/月 23人	336人日/月 24人	350人日/月 25人	364人日/月 26人	378人日/月 27人
就労継続支援 (B型)	910人日/月 64人	1,012人日/月 72人	1,144人日/月 82人	1,293人日/月 92人	1,461人日/月 104人

【基本的な考え方】

「就労移行支援」や「就労継続支援」については、関係機関と連携を図り、定着支援を含む就労支援に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう工賃の向上にも留意しながら、きめ細かなサービスの実施を促進していきます。

図 就労移行支援・就労継続支援の利用実人数の推移と見込み（人／月）



④短期入所

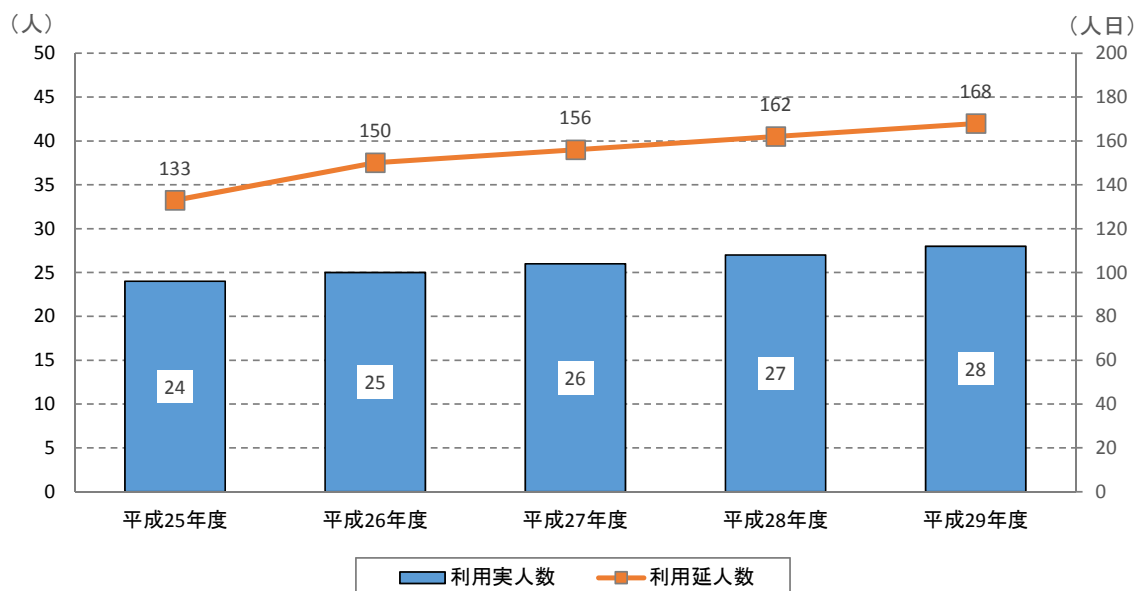
【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	第4期計画見込量		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所	133人日/月	150人日/月	156人日/月	162人日/月	168人日/月
	24人	25人	26人	27人	28人

【基本的な考え方】

身近な地域の事業所での短期入所利用枠の確保や新設を促進するとともに、相談支援事業所と連携しながら、緊急時の受け入れに対する柔軟な対応を図っていきます。

図 短期入所の利用人数の推移と見込み（人・人／月）



(3) 居住系サービス

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	第4期計画見込量		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (GH)	564人日 22人	1,300人日 50人	1,430人日 55人	1,560人日 60人	1,690人日 65人
共同生活介護 (CH) ※	649人日 26人	— —	— —	— —	— —
施設入所支援	67人	67人	67人	67人	67人

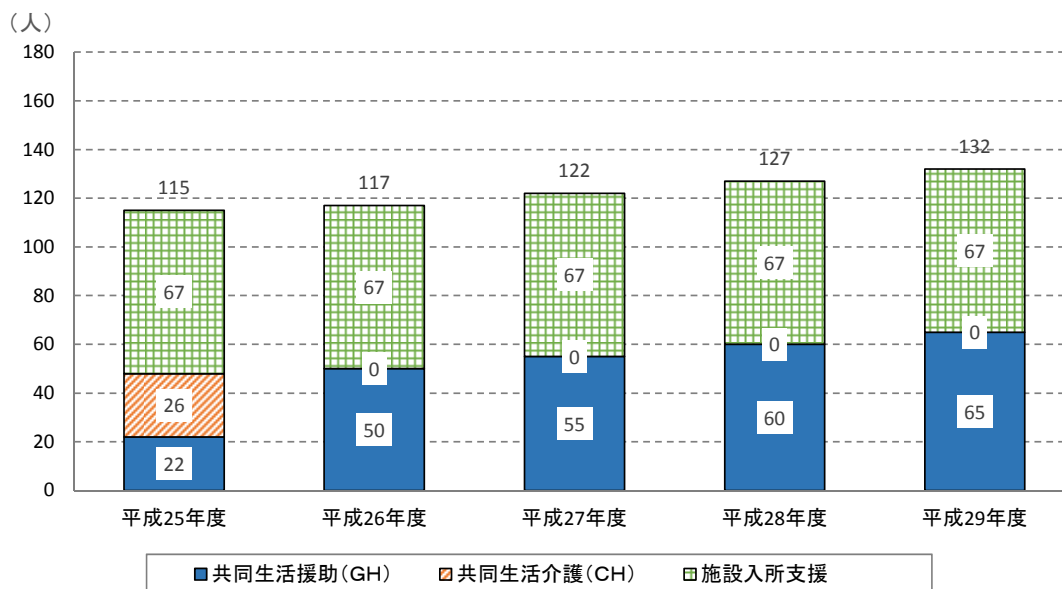
※平成26年4月より、ケアホーム(CH)はグループホーム(GH)に一元化されました。

【基本的な考え方】

障害のある人が地域のグループホームで生活することへの市民の理解を深める普及啓発を図り、必要量の確保に努めます。

また、施設入所支援については地域生活移行に努めるとともに、本市では介護者の高齢化が見られ、今後のニーズは増加していくものと考えられることから、需要動向を見ながら、提供体制の確保に努めます。

図 居住系サービスの利用実人数の推移と見込み（人／月）



(4) 相談支援

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	第4期計画見込量		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	93人	107人	123人	141人	163人
地域移行支援	0人	7人	10人	14人	17人
地域定着支援	0人	3人	5人	7人	9人

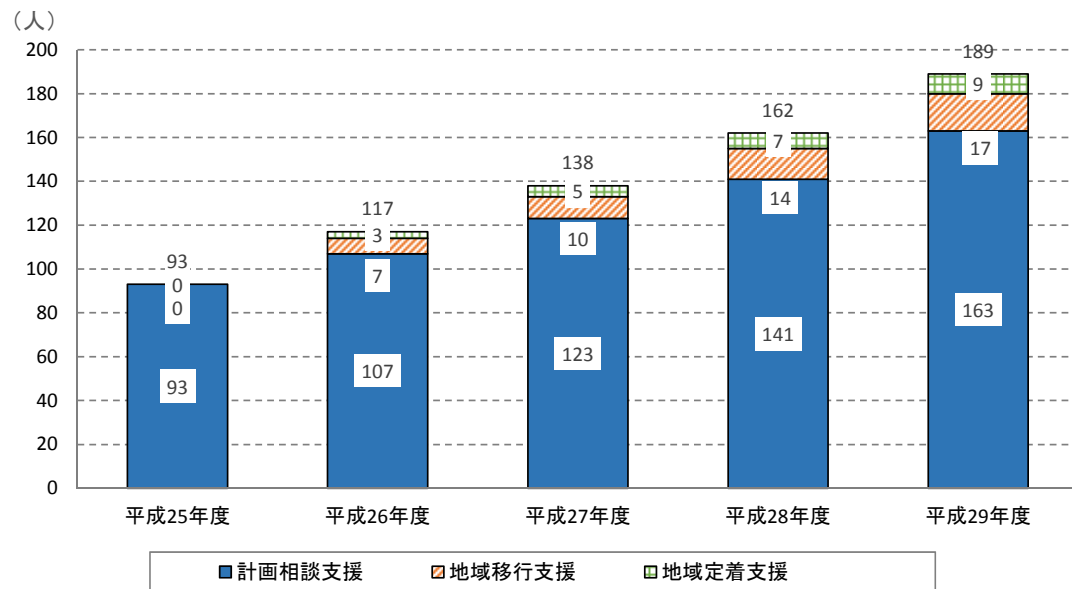
【基本的な考え方】

サービス等利用計画等に関する連絡、調整が適切に行われるように、地域自立支援協議会や相談支援事業者などとの連携により、相談支援の充実に努めます。

専門的な相談支援が実施できる体制を整えるとともに、関係機関との連絡調整を行い、地域移行を推進していきます。

関係機関との連携体制を確保し、障害の特性に応じた緊急時の対応等ができるように、地域定着の支援に努めます。

図 相談支援の利用実人数の推移と見込み（人／月）



(5) 障害児支援サービス

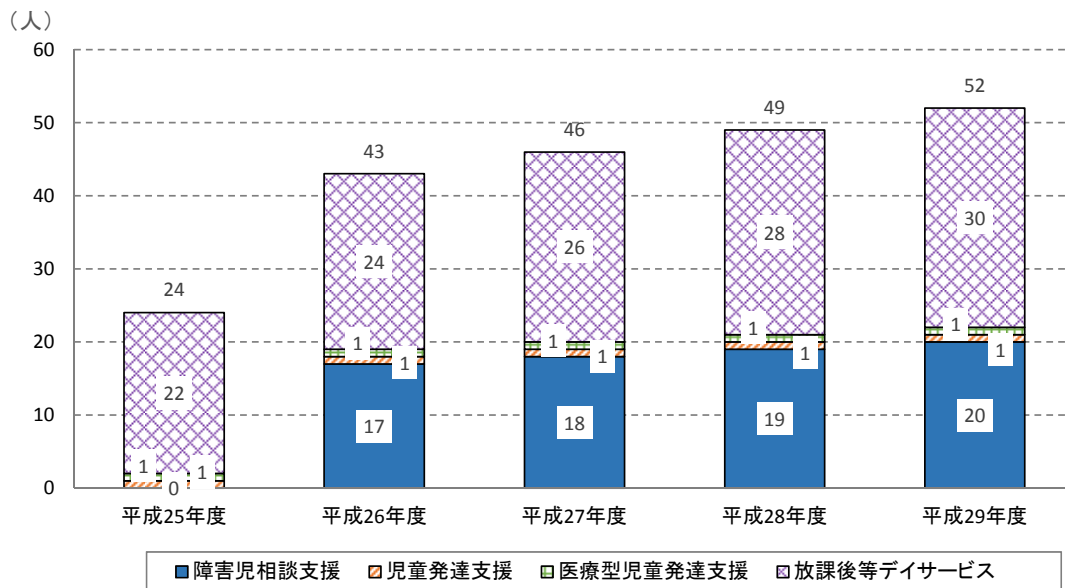
【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	第4期計画見込量		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	0人	17人	18人	19人	20人
児童発達支援	1人	1人	1人	1人	1人
医療型児童発達支援	1人	1人	1人	1人	1人
放課後等デイサービス	22人	24人	26人	28人	30人
保育所等訪問支援	0人	—	—	—	—

【基本的な考え方】

利用者のニーズを的確に把握し、児童の心身の状況や生活環境などを考慮しながら必要なサービス量の確保に努めます。

図 障害児支援サービスの利用実人数の推移と見込み（人／月）



3. 地域生活支援事業

(1) 必須事業

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別		平成25年度 実績	平成26年度 見込み	第4期計画見込量		
				平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業		無	無	検討	検討	実施
自発的活動支援事業		無	無	検討	検討	実施
相談支援事業		1,037人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人
成年後見制度利用支援事業		4人	5人	6人	7人	8人
成年後見制度法人後見支援事業		無	無	検討	検討	実施
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	(旧コミュニケーション支援事業) 2人	3人	3人	3人	3人
	要約筆記者派遣事業		1人	2人	2人	2人
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	0件	3件	3件	3件	3件
	自立生活支援用具	3件	3件	3件	3件	3件
	在宅療養等支援用具	0件	3件	3件	3件	3件
	情報・意思疎通支援用具	6件	6件	6件	6件	6件
	排泄管理支援用具	908件	968件	1,031件	1,099件	1,172件
	居宅生活動作補助用具	0件	2件	2件	2件	2件
手話奉仕員養成研修事業※		8人	5人	8人	8人	8人
移動支援事業		0人	2人	2人	2人	2人
		0時間	30時間	30時間	30時間	30時間
地域活動支援センター（Ⅰ型）		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		3人	4人	4人	4人	4人
地域活動支援センター（Ⅲ型）		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		1人	5人	5人	5人	5人

※「手話奉仕員養成研修事業」の単位は受講修了者数

【基本的な考え方】

障害のある人が、障害福祉サービス等を利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活が送れるように、多様な支援を実施します。

現在提供されていない事業については、今後の利用ニーズの動向を踏まえながら、サービス提供体制の整備を検討していきます。

(2) 任意事業

【サービス量の見込み】

サービス種別	平成25年度 実績	平成26年度 見込み	第4期計画見込量		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	7人	7人	7人	7人	7人
	309回/年	309回/年	309回/年	309回/年	309回/年
訪問入浴サービス事業	1人	3人	3人	3人	3人
	46回/年	144回/年	144回/年	144回/年	144回/年
福祉タクシー利用助成事業	67人	65人	65人	65人	65人
	738千円	730千円	730千円	730千円	730千円
知的障害者職親委託制度	1人	1人	1人	1人	1人
自動車運転免許取得助成事業	0人	2人	2人	2人	2人
身体障害者用自動車改造費助成事業	0人	2人	2人	2人	2人

【基本的な考え方】

障害のある人が、障害福祉サービス等を利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活が送れるように、今後の需要動向を見ながら、多様な支援を実施します。

第8章 計画の推進

第8章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画の内容を達成するためには、保健・医療・福祉等関連する分野の連携を強化するとともに、県等の関係機関や近隣市町、民間など多様な主体と相互に連携を強化し、障害者施策が総合的・効果的に展開できるよう図る必要があります。

1. 市民参加の推進

計画をより市民ニーズに沿ったものにするためには、市民が主体的に計画の策定や推進に参画することが重要になります。今後も計画の策定や見直しに当たっては、アンケート調査やパブリック・コメントを実施するなど、市民から幅広く意見を求める機会を設けていきます。

また、計画の推進に当たっては、障害のある人やその家族、サービス提供事業者など障害のある人を取り巻く現状や今後の動向等を考慮するなかで、行政と市民、障害福祉サービス事業者及び関係機関が連携・協働することが重要となります。

2. 障害福祉サービスの提供体制の整備

地域生活に必要なサービス供給量を確保し、障害のある人が様々な選択肢の中から自分にあったサービスを選択できる環境を整備するため、民間の障害福祉サービス事業者に対して、情報提供等を行うことにより、市内への新規参入を誘致するなど、民間の活力を導入することで、サービスの提供体制の拡大を図ります。

3. 関係者や関係機関との連携の推進

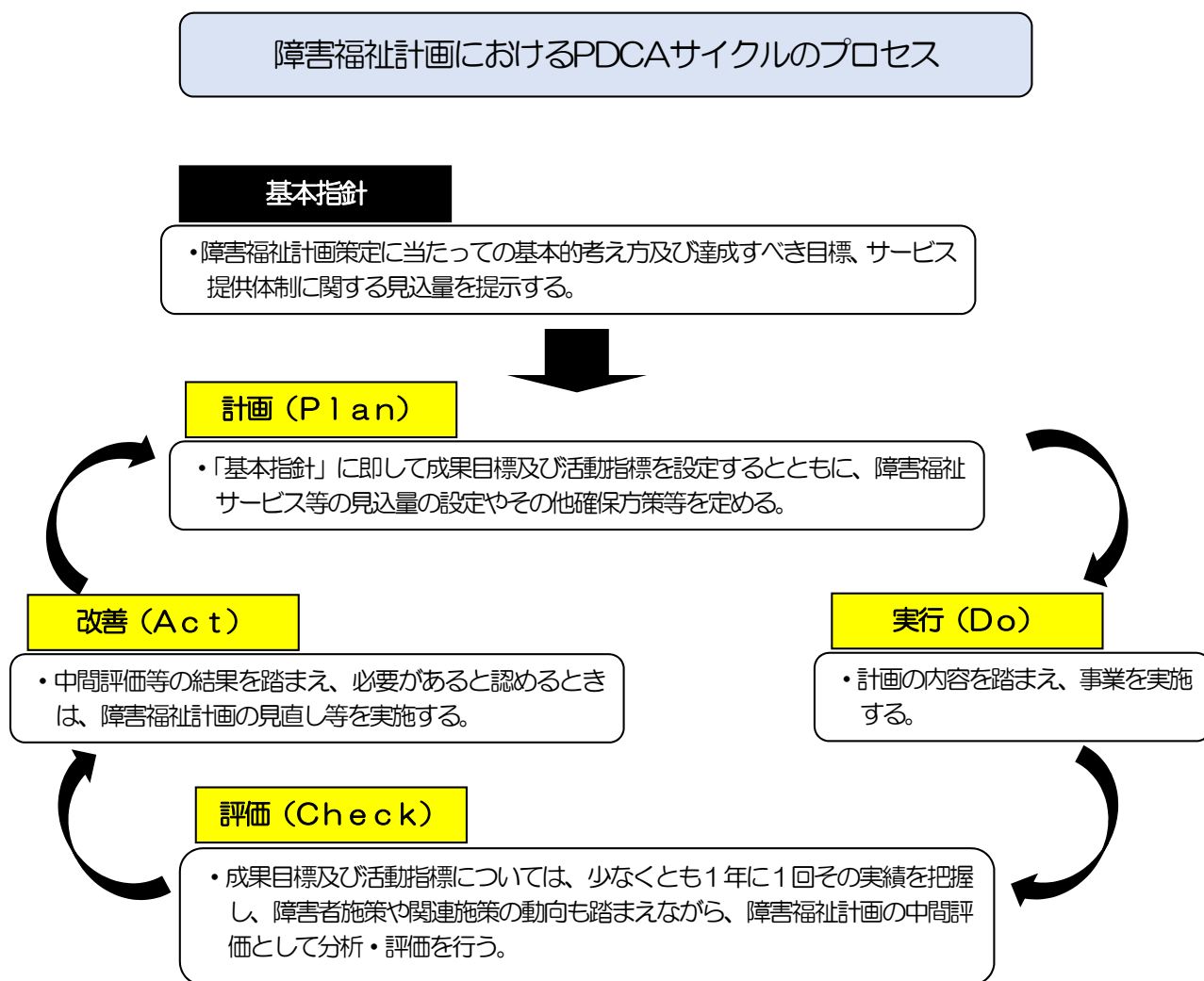
障害のある人の地域生活を総合的に支援し、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに対応したサポートを実施するためには、保健、教育、就労、医療・まちづくりなど幅広い分野の連携を図る必要があります。

障害の特性などの理解を深めるための啓発活動を進めるとともに、社会福祉協議会、障害福祉団体や保健・医療関係者、教育関係者など様々な関係者や関係機関との連携・協働を推進します。

第2節 計画の進行管理体制

1. 計画の進行管理

障害福祉計画で定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することや、その他の必要な措置を講じるため、PDCAサイクルの考え方を取り入れます。



2. 計画におけるPDCAサイクル

本計画では国の基本方針に即して定めた数値目標を成果目標とし、各サービスの見込量を活動指標としています。

事業の実施に当たっては、PDCAサイクルに沿って行うとともに、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、点検・評価を行います。

3 国・県・周辺自治体との連携

施策等を推進するに当たっては、国や県の動向に留意するとともに、国や県の制度を積極的に活用し、その充実を図るとともに、より効果的に施策を推進するため、周辺自治体等の連携に努めます。

参 考 資 料

1. 南房総市障害者計画等策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 南房総市における障害者の福祉施策に関する基本的な計画を策定するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、南房総市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を掌握する。

- (1) 障害者基本法に基づく計画の策定に関すること。
- (2) 障害者自立支援法に基づく計画の策定に関すること。
- (3) その他障害者に係る計画の策定に関すること。

(定数及び任期)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。ただし、欠席等が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の会議及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

2. 南房総市障害者計画等策定委員会委員名簿

第2次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第4期）

役職	氏 名	備 考
会長	渋谷 幸一	社会福祉法人南房総市社会福祉協議会 会長
副会長	川崎 雅是	南房総市民生委員児童委員協議会 会長
委員	早川 秀夫	南房総市行政連絡協議会 会長
委員	鈴木 孝徳	南房総市立富山国保病院 院長
委員	大森 弘子	千葉県立安房特別支援学校 主幹教諭
委員	堀江 昌生	館山公共職業安定所 統括職業指導官
委員	武半 彌	南房総市身体障害者相談員
委員	小澤 富美子	南房総市知的障害者相談員
委員	山口 喜男	社会福祉法人 佑啓会 ふる里学舎和田浦 施設長
委員	岡田 まゆみ	社会福祉法人 三芳野会 安房地域生活支援センター 施設長
委員	西田 保政	南房総市中心身障害者（児）福祉会 副会長
委員	石井 睦美	安房健康福祉センター 精神保健福祉推進員
委員	田原 澄江	南房総市教育委員会子ども教育課 課長

3. 計画策定の経過

実施日・開催日	実施事項
平成26年 8月28日	第1回策定委員会 ・計画策定の主旨について ・アンケート調査について
平成26年 9月～10月	アンケート調査実施 ・障害者福祉アンケート ・障害福祉サービス事業所アンケート
平成26年12月12日	第2回策定委員会 ・第2次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の素案について
平成27年 1月15日 ～2月13日	第2次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の素案のパブリックコメント実施
平成27年 1月13日 ～1月23日	第2次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の素案の千葉県への意見照会および回答
平成27年 2月12日	南房総市地域自立支援協議会への意見照会
平成27年 2月24日	第3回策定委員会 ・第2次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の素案の修正について ・パブリックコメント結果について

第2次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第4期）

発行年月 平成27年3月

発 行 南房総市保健福祉部社会福祉課

〒294-8701 千葉県南房総市谷向100番地

TEL 0470-36-1151 FAX 0470-36-1133

